

(素案)

加茂市子ども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年2月25日版

新潟県 加茂市

はじめに

市長写真

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	4
4 計画期間	4
5 計画策定の体制	5
 第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題	8
1 人口・世帯の状況	8
2 こども・若者を取り巻く状況	14
3 こども・若者の世帯及び生活状況	18
4 アンケート調査結果の概要	20
5 課題とその解決に向けた施策の方向性	46
 第3章 計画の基本理念と考え方	50
1 基本理念	50
2 施策の体系	51
 第4章 施策の展開	54
1 基本目標Ⅰ こどもを安心して産み育てることができるまちづくり	56
2 基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長できるまちづくり	60
3 基本目標Ⅲ 若者が自立できるまちづくり	62
4 基本目標Ⅳ こども・若者のライフステージを通じた支援	64
5 基本目標Ⅴ こどもを育てる親を支えるまちづくり	69
6 基本目標Ⅵ 地域で子育てを支えるまちづくり	72
 第5章 子ども・子育て支援事業の実績と実施計画	76
1 教育・保育の提供区域	76
2 量の見込みの考え方	76
3 幼児期の教育・保育の量の見込み	77
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	78
5 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	90

6	子育て支援施設の状況	91
7	今後の施設整備	92

第6章 計画の推進.....94

1	計画の推進体制	94
2	計画の進行管理	95

資 料 編.....98

1	加茂市こども未来会議条例	98
2	加茂市こども未来会議委員名簿.....	100
3	こども計画策定経過.....	101

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行にともない、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、社会・経済に悪影響を及ぼす懸念のある課題が深刻化しています。

こうした中、国は、すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指して、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。また同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進する「こども大綱」と、全ての子ども・子育て世帯を対象とした切れ目ない子育て支援の充実を図る「こども未来戦略」を策定し、子どもや若者に関する様々な取り組みを進めています。

加茂市（以下、「本市」という。）では、平成27年度に「第一期 加茂市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第二期 加茂市子ども・子育て支援事業計画」をそれぞれ策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量（利用人数等）を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や延長保育事業、病児保育事業や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）など様々な子育て支援事業について提供体制の整備に努めてきました。また、令和3年10月策定の「加茂市総合計画」においては、6つの基本構想の1つに「子育て・教育」をかけた、こども・子育て世帯への切れ目のない寄り添い支援を実施しています。

しかしながら、女性の社会進出にともなう低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、こども・子育てを取り巻く家庭や地域の状況は変化し続けています。

そこで本市では、「第二期 加茂市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終期を迎えるにあたり、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市におけるこども・若者を取り巻く現状や課題を踏まえ、様々な施策を計画的・総合的に推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「加茂市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、こども基本法第10条（都道府県こども計画、市町村こども計画）において、市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。「こども計画」は国の既存3大綱（「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」）に基づく市町村計画である「こども・若者計画」、「こどもの貧困対策計画」と一体的に作成することができるとされていることから、本市では、こども施策に関連する計画を一体化し、こども施策に関する総合計画として策定することで、市民にとって一層分かりやすい計画となることを目指します。

また、「こども大綱」では『こどもまんなか社会の実現』（すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会）を提唱していることから、本市においても「こども大綱」を踏まえた計画を策定し、すべての

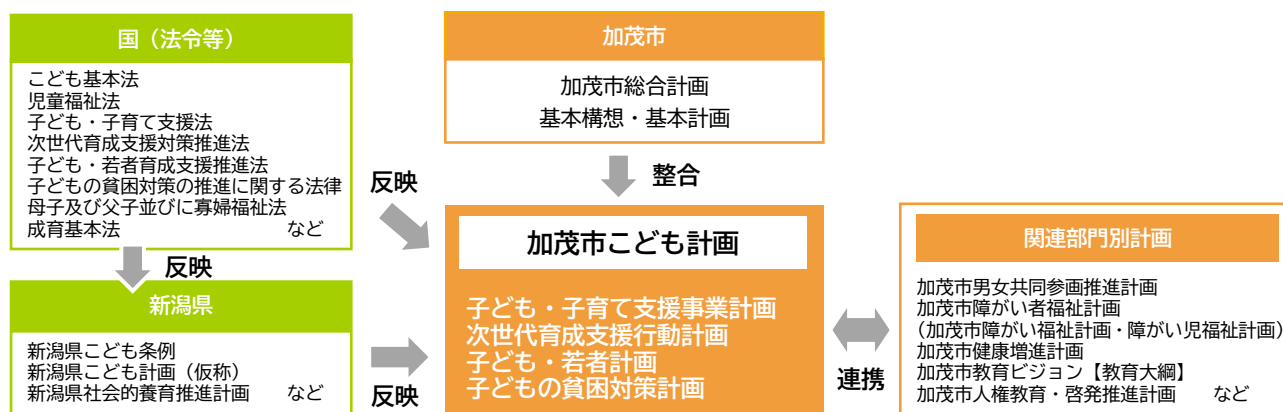
こども・若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

〈こども計画に包含される計画と根拠法〉

名称	根拠法
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条

なお、本計画は、「加茂市総合計画」の個別分野計画として位置付け、総合計画の方向性を踏まえ、策定・進捗管理を行います。加えて、他の関連する部門計画との整合性を図ることとします。

〈上位計画及び関連法等との関係〉



「こども」の表記について

令和4年（2022）年9月15日付内閣官房長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」表記の推奨について（依頼）のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合とは、以下の場合を指す。

1. 法令に根拠のある語を用いる場合
2. 固有名詞を用いる場合
3. 他の語との関係で、「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

3 計画の対象

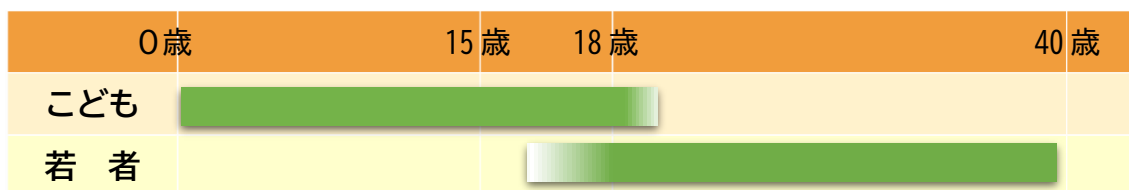
本計画の対象は、「こども」（0歳から概ね18歳まで）及び「若者」（概ね18歳から40歳未満）とします。

※こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部）」において、以下の通り定義されている。

こども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生から概ね18歳まで）の者。

若者：思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者、施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

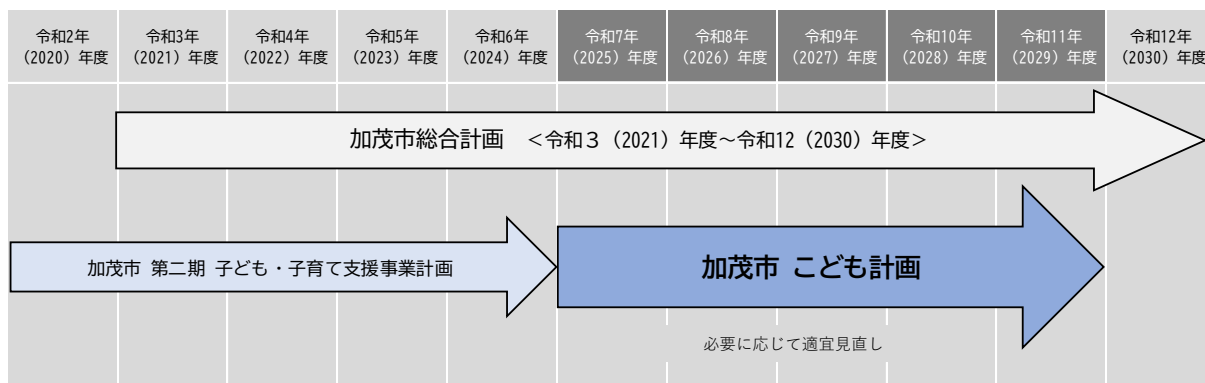
◆ こども・若者の対象年齢イメージ



4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画策定の体制

(1) 加茂市こども未来会議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関わる企業・関係機関の代表者、学識経験者、公募委員などからなる「加茂市こども未来会議」において、こども・若者施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

(2) こども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学校児童の保護者を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などを把握するため、「加茂市第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査」を実施しました。

調 査 の 種 類	加茂市第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査
調 査 期 間	令和6年3月11日から令和6年3月27日まで
調 査 対 象	令和5年10月1日現在加茂市に在住し、かつ就学前児童もしくは小学生児童のいる世帯
調 査 方 法	郵送法（回答方式は、書面回答またはインターネット回答の選択式）
調査票（発送）数	1,741 件
回 収 数 ・ 率	641 件・36.8%

(3) 加茂市こどもの生活状況調査

小学5年生、中学2年生の保護者を対象に、子育てや教育、普段の暮らし、日常生活での悩みなどを把握するため、加茂市こどもの生活状況調査を実施しました。

調 査 の 種 類	加茂市こどもの生活状況調査
調 査 期 間	令和6年9月3日から9月16日まで
調 査 対 象	市内在住の小学5年生、中学2年生の保護者
調 査 方 法	周知方法：学校配布 回答方法：電子申請システムによるインターネット回答
調査票（発送）数	小学5年生の保護者 165 人、中学2年生の保護者 173 人
回 収 数 ・ 率	小学5年生保護者 61 件・37.0% 中学2年生保護者 83 件・48.0%

(4) パブリックコメントの実施

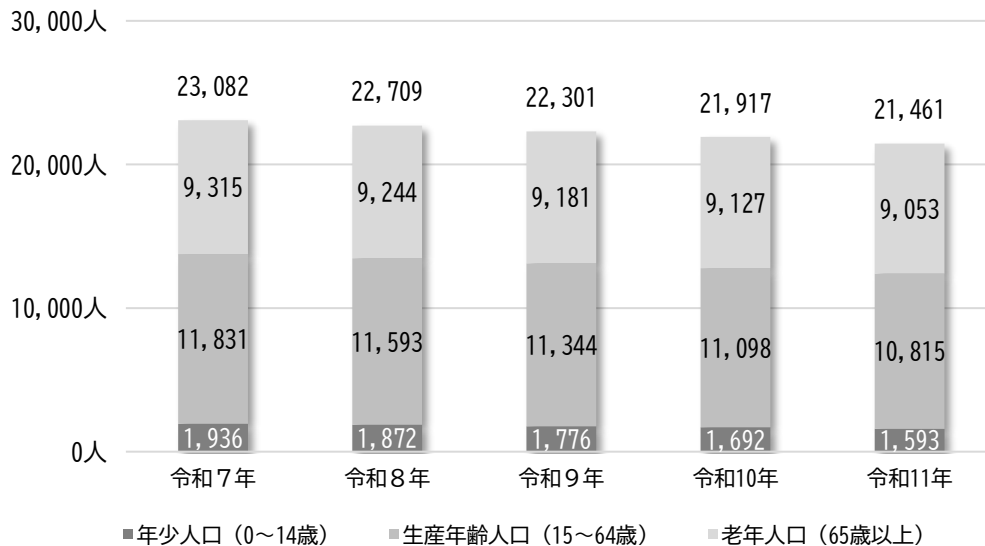
本計画（案）を市役所などの窓口や市のホームページで公開し、広く市民の皆様から意見を募りました。

第 2 章 こども・若者を取り巻く現状と課題

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 推計人口（各年3月31日時点）



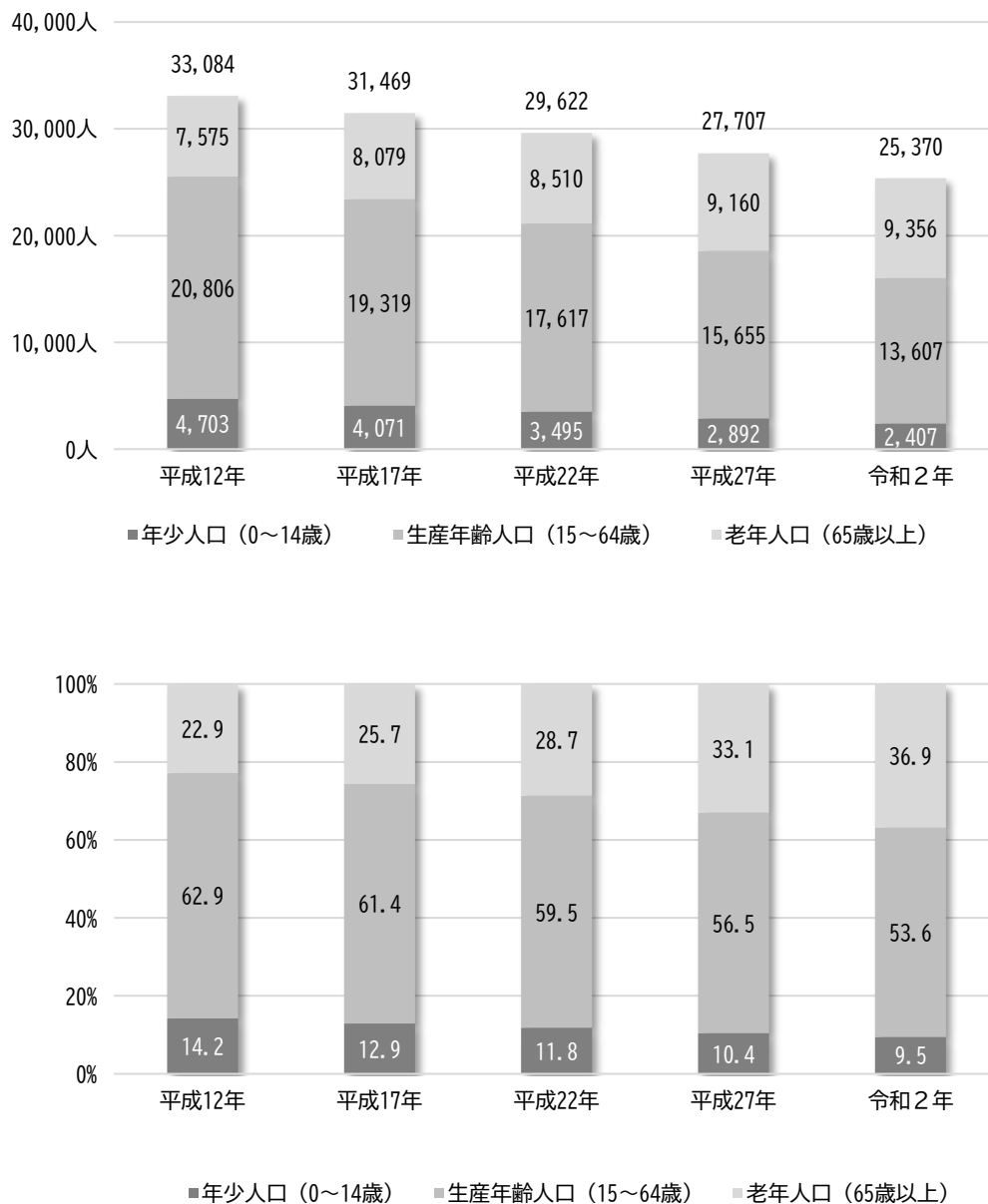
推計方法：令和2（2020）年～令和6（2024）年（各3月31日時点）の住民基本台帳人口を使用して、「コーホート変化率法」による推計を行った。
「コーホート変化率法」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動静（増減）から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法

(2) 総人口と年齢3区分別人口割合の推移

加茂市の総人口は平成12年以降、緩やかに減少しています。平成22年には3万人を下回り、令和2年の総人口は25,370人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口および生産年齢人口は緩やかに減少しており、総人口に占める年少人口の割合は令和2年に1割を下回りました。一方、老年人口は増加が続いていることから、少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

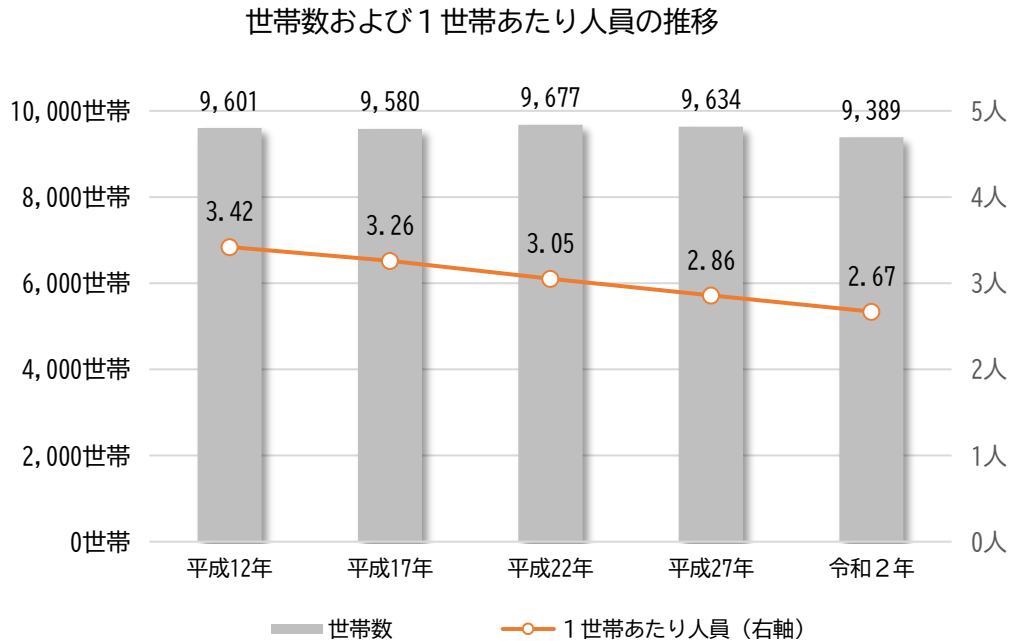
総人口と年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

(3) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

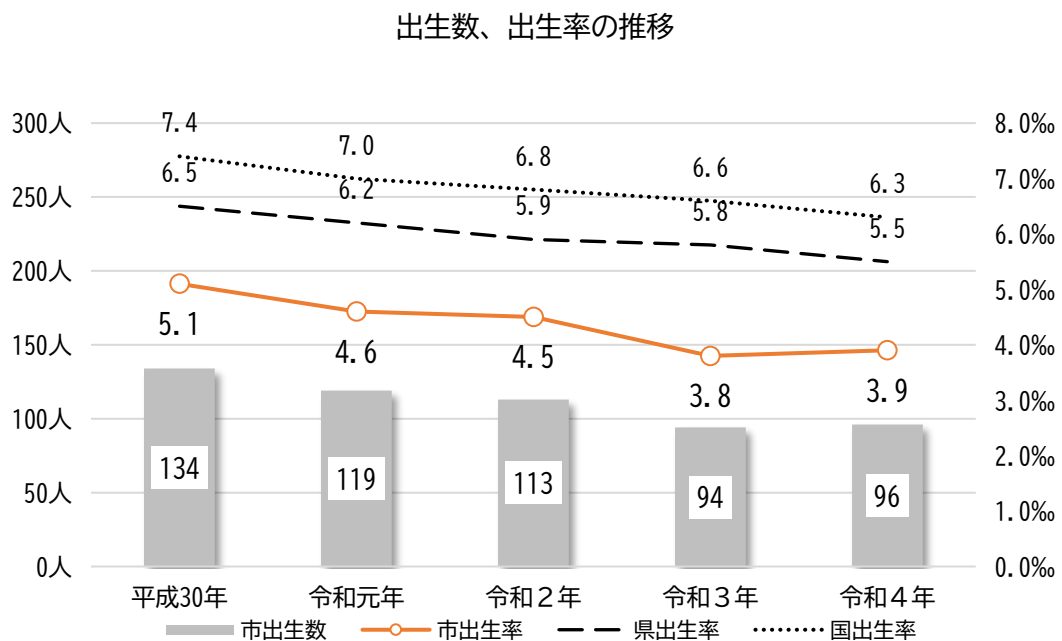
本市の世帯数は緩やかに減少しており、令和2年には9,389世帯となっています。また、1世帯あたり人員も減少が続いており、平成27年以降、3人を下回っています。



資料：国勢調査

(4) 出生数、出生率の推移

本市の出生数は、令和3年に100人を下回り、94人となっています。また、出生率は毎年、国や県を下回っています。



資料：新潟県福祉保健年報

(5) 児童数の状況

本市の6歳未満の児童数は減少しており、令和7年以降も減少が続く見通しとなっています。

6歳未満の児童数の現状、推計数（各年3月31日時点）

	令和 4年	令和 5年	令和 6年	推計値				
				令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳未満・計	703人	670人	623人	559人	537人	518人	501人	478人
0歳	91人	94人	84人	76人	72人	70人	68人	66人
1歳	99人	97人	93人	82人	78人	76人	74人	71人
2歳	116人	97人	101人	84人	80人	78人	76人	73人
3歳	127人	120人	96人	91人	88人	86人	84人	80人
4歳	129人	130人	119人	105人	102人	99人	97人	93人
5歳	141人	132人	130人	121人	117人	109人	102人	95人

資料：市民課

令和7年以降の推計数については、加茂市の現況を鑑み、前述の推計方法に基づき算出しています

(6) 母親の出産年齢の推移

出生数が多い年齢は25～34歳となっていますが、令和4年は平成30年と比べて12人減少しています。

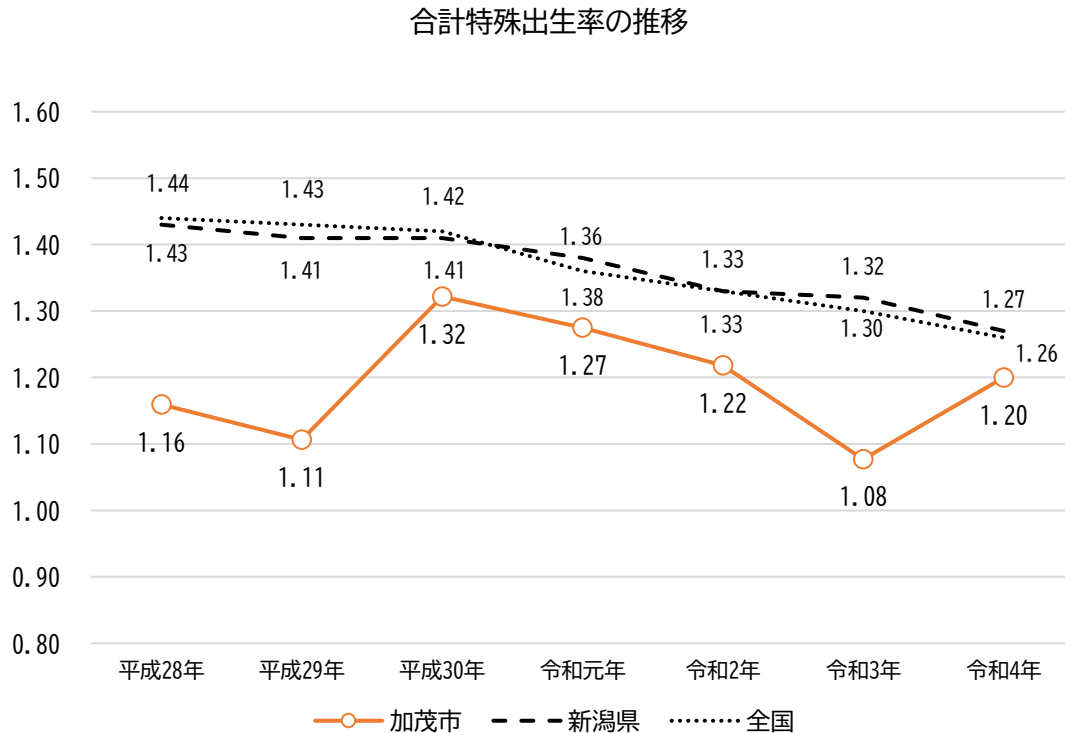
母親の出産年齢の推移

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	134人	119人	113人	94人	96人
14歳以下	-	-	-	-	-
15～19歳	-	3人	-	1人	-
20～24歳	8人	14人	10人	8人	5人
25～29歳	31人	28人	33人	24人	27人
30～34歳	48人	42人	34人	29人	40人
35～39歳	40人	25人	27人	27人	19人
40～44歳	7人	7人	8人	4人	5人
45歳以上	-	1人	1人	1人	-

資料：新潟県福祉保健年報

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、平成 28 年以降、全国および新潟県の平均よりも低い水準で推移しています。



資料：新潟県「人口動態統計の概要」

※合計特殊出生率とは、出生力、つまり人口に対して生まれたこどもの数を表す指標の一つです。
 その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

(8) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに年々増加傾向にあります。

男性の未婚率の推移

年齢区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.6%	99.6%	100.0%	99.7%	99.8%
20～24 歳	95.0%	96.3%	95.5%	95.0%	95.2%
25～29 歳	73.9%	79.2%	78.1%	73.2%	72.9%
30～34 歳	50.8%	51.5%	60.4%	50.4%	47.4%
35～39 歳	38.8%	40.4%	42.9%	37.1%	34.5%
40～44 歳	34.0%	34.5%	36.2%	30.7%	29.1%
45～49 歳	27.5%	31.7%	33.0%	28.7%	27.2%
50～54 歳	20.8%	25.4%	31.1%	26.9%	24.2%

資料：国勢調査

女性の未婚率の推移

年齢区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.9%	99.8%	99.8%	99.7%	99.6%
20～24 歳	91.6%	93.6%	93.9%	91.9%	92.3%
25～29 歳	60.7%	65.1%	64.0%	61.3%	62.4%
30～34 歳	38.3%	40.0%	40.6%	35.5%	35.2%
35～39 歳	22.3%	27.8%	28.2%	23.6%	23.6%
40～44 歳	16.4%	19.4%	24.9%	19.1%	19.4%
45～49 歳	10.8%	14.8%	16.9%	16.6%	17.6%
50～54 歳	7.4%	9.7%	15.1%	14.2%	15.2%

資料：国勢調査

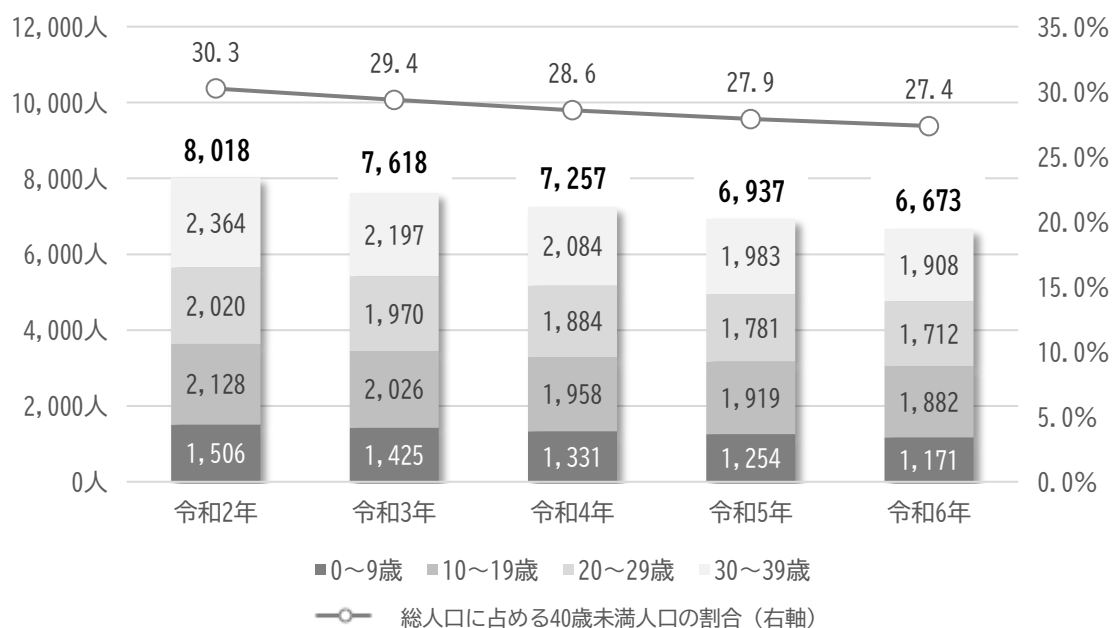
2 こども・若者を取り巻く状況

(1) 40 歳未満人口の推移

令和2年以降、本市の40歳未満人口は減少しており、令和6年では6,673人となっています。年齢階層別にみると、「0～9歳」「10～19歳」「20～29歳」「30～39歳」のすべての年齢層において減少しています。

また、総人口に占める40歳未満人口の割合も減少しており、令和6年は27.4%となっています。

40 歳未満人口の年齢階層別人口の推移（各年3月31日時点）

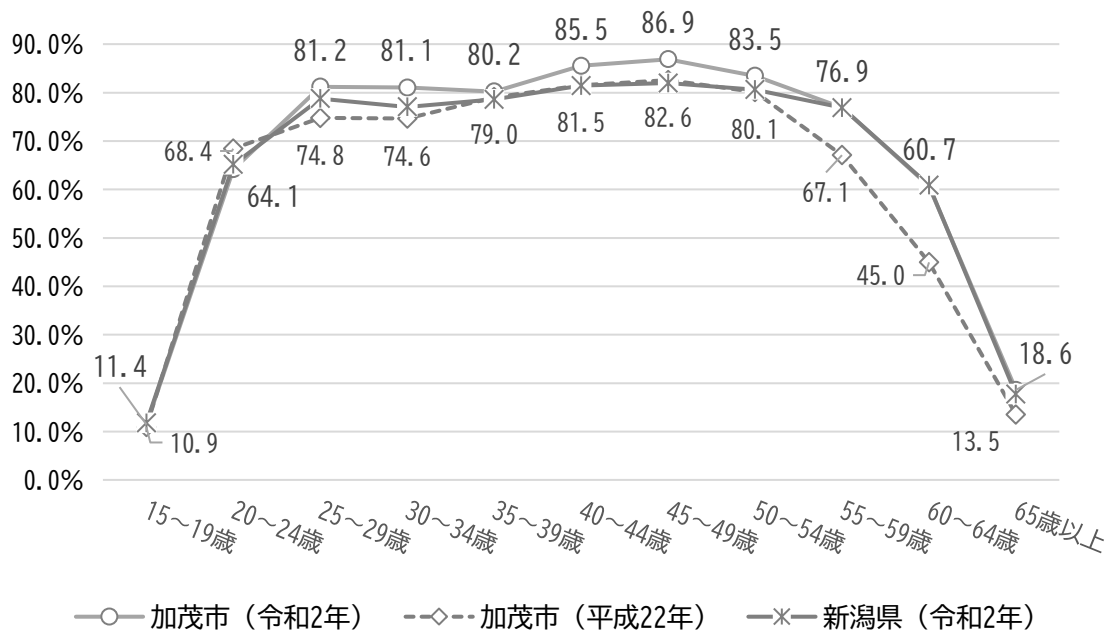


資料：市民課

(2) 女性の年齢別就業者数

令和2年の加茂市の女性の5歳階級別就業率は、平成22年と比較すると、20～24歳を除く全ての年齢区分で上回っています。また新潟県（令和2年）との比較では、25～54歳及び65歳以上の年齢区分で上回っています。

女性の年齢別就業率の状況

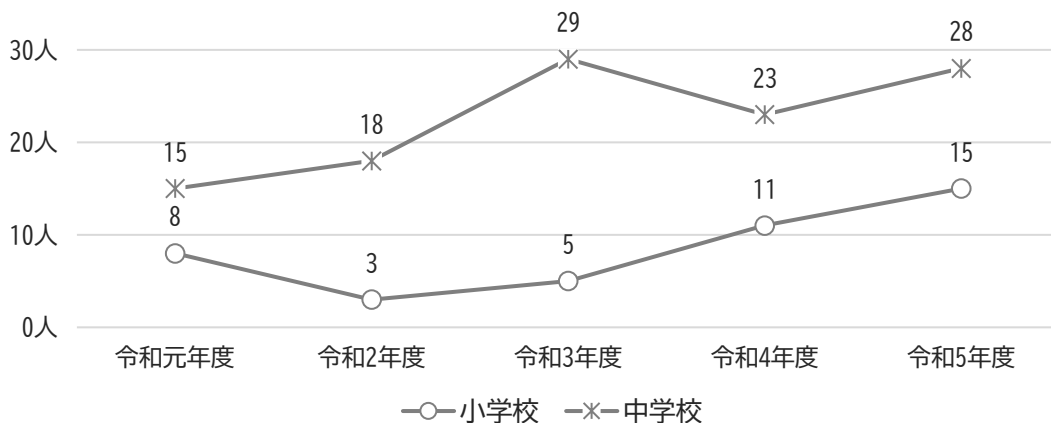


資料：国勢調査

(3) 不登校児童生徒数の推移

本市の小学校、中学校における令和元年度以降の不登校児童生徒数の推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。令和5年度の小学校の不登校数は15人となり、直近5年間で最も多くなっています。また中学校は28人と、直近5年間で2番目の多さとなっています。

小学校、中学校の不登校児童生徒数の推移

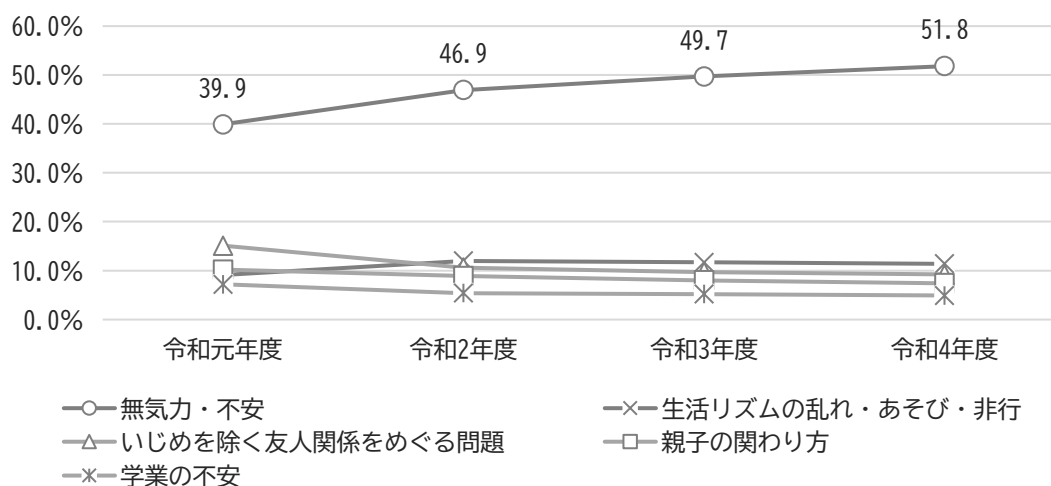


資料：各年年度末現在 学校教育課

(4) 不登校の要因

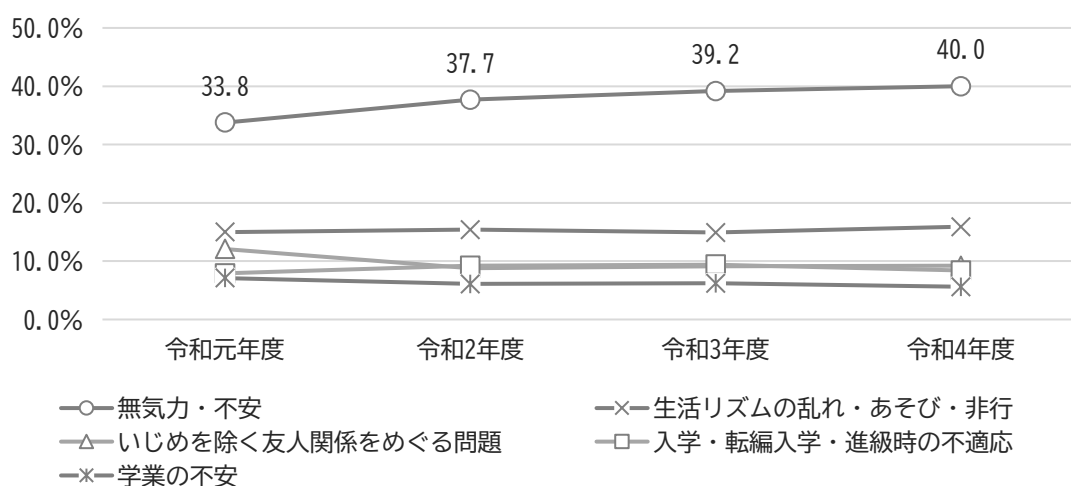
厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において小学校、中学校における不登校の要因をみると、小学校、中学校ともに「無気力・不安」の割合が最も高く、令和元年度以降、上昇しています。

不登校の要因（小学校）



資料：厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校の要因（中学校）

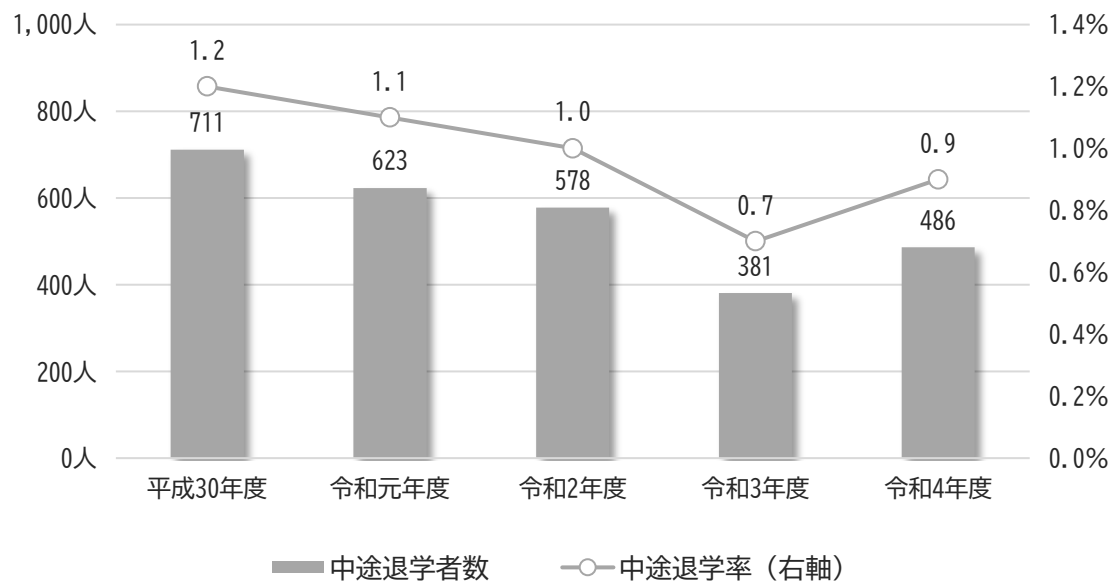


資料：厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（５）新潟県の高等学校中途退学者数の推移

新潟県内の高等学校中途退学者数の推移をみると、令和３年度まで減少していましたが、令和４年度には増加に転じています。

新潟県の高等学校中途退学者数の推移

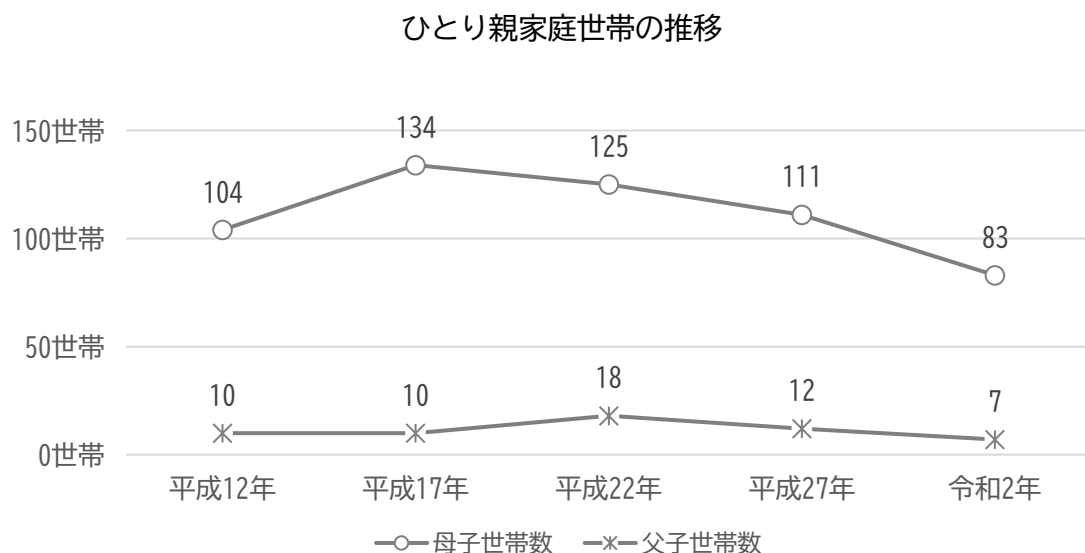


資料：新潟県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

3 こども・若者の世帯及び生活状況

(1) ひとり親世帯数の推移

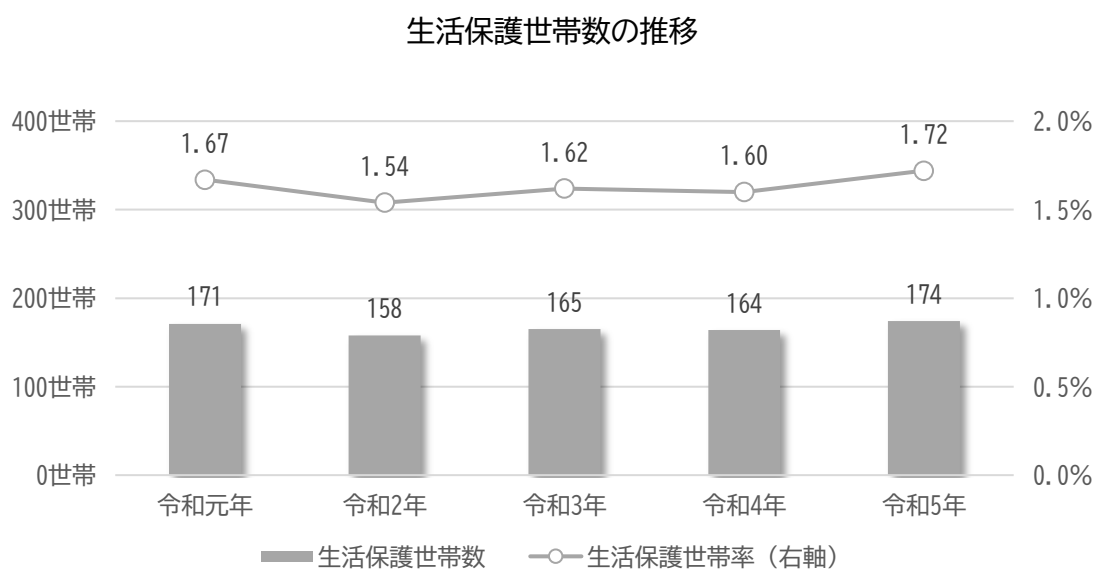
ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年以降、「父子世帯」は概ね横ばいで推移しています。一方、「母子世帯」は平成17年以降、減少しています。なお、令和2年の母子世帯数は83世帯、父子世帯数は7世帯となっています。



資料：国勢調査

(2) 生活保護世帯数および保護率の推移

生活保護世帯数および保護率の推移をみると、令和元年以降、概ね横ばいで推移しています。なお、令和5年の生活保護世帯数は174世帯、生活保護世帯率は1.72%となっています。

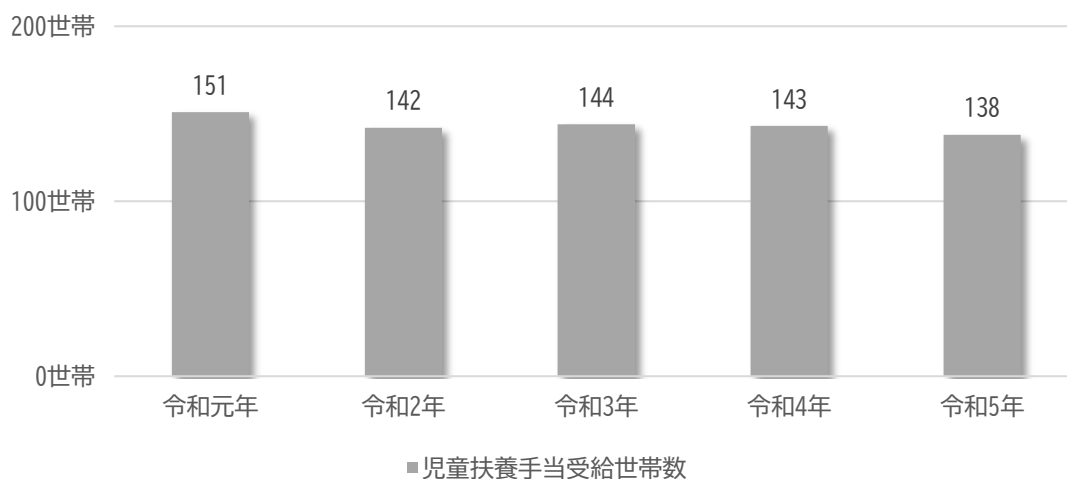


資料：健康福祉課

(3) 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、令和元年度以降、緩やかな減少傾向にあります。なお、令和5年度の児童扶養手当受給世帯数は138世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯数の推移

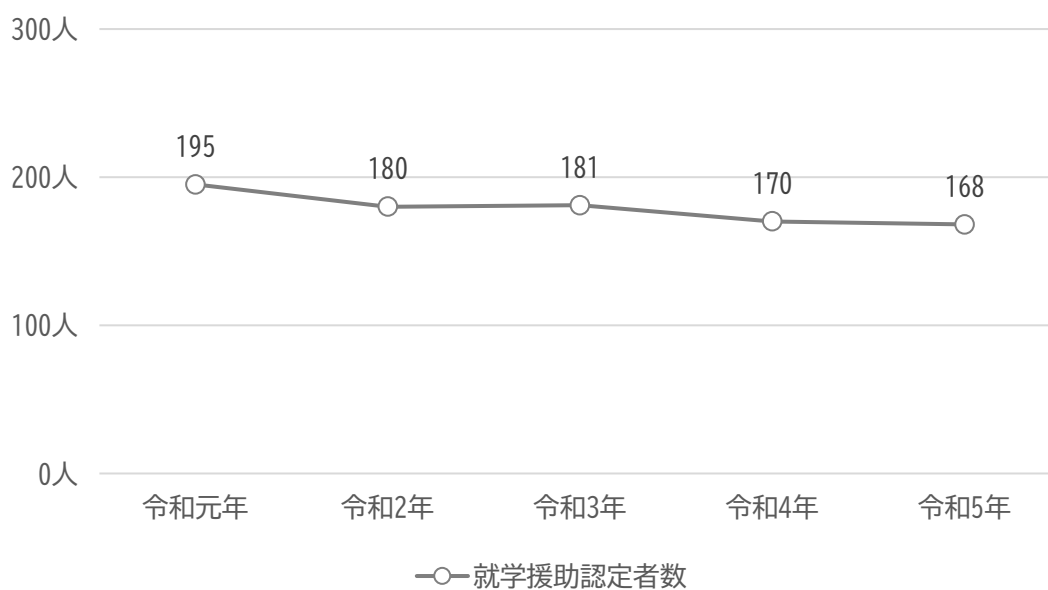


資料：各年11月末現在 こども未来課

(4) 就学援助認定者数の推移

就学援助認定者数の推移をみると、令和元年度以降、緩やかな減少傾向にあります。なお、令和5年の就学援助認定者数は、168人となり、直近5年間で最も少なくなっています。

就学援助認定者数の推移



資料：各年年度末現在 学校教育課

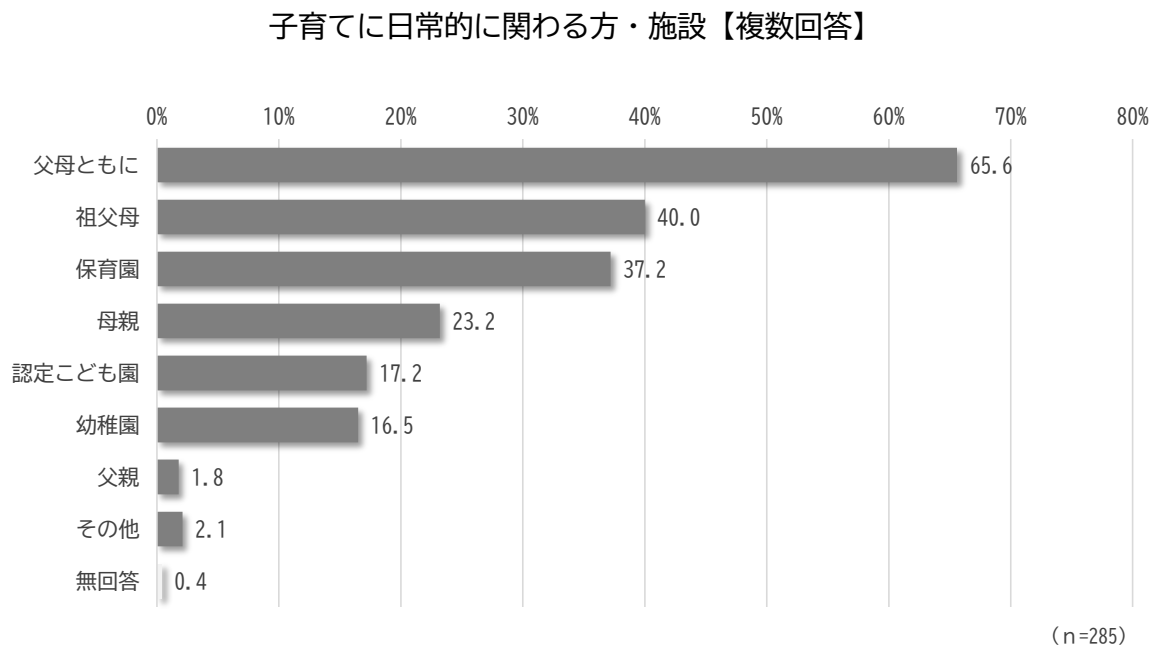
4 アンケート調査結果の概要

(1) ニーズ調査結果の抜粋

〈未就学児〉

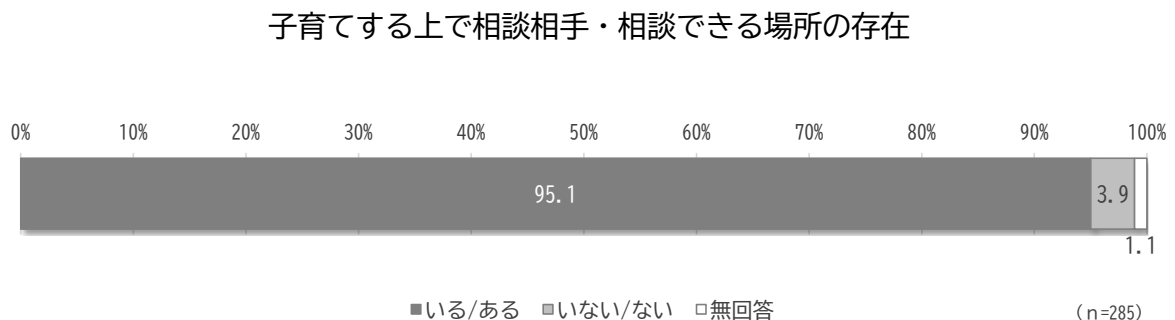
① 子育て（教育を含む）に日常的に関わる方・施設（複数回答）

子育てに日常的にかかわる方については、「父母ともに」の割合が 65.6%で最も高く、次いで「祖父母」（40.0%）、「保育園」（37.2%）、「母親」（23.2%）などの順となっています。



② 子育てする上での相談相手・相談できる場所の存在

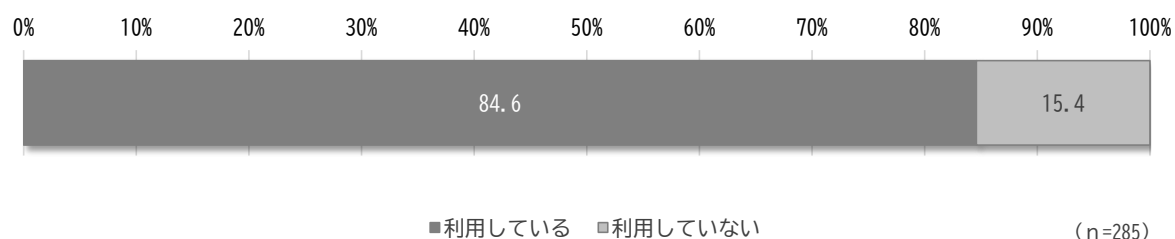
「いる/ある」の割合が 95.1%で、「いない/ない」（3.9%）の割合を大幅に上回っています。



③ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」の割合が 84.6%となっており、「利用していない」(15.4%)を大幅に上回っています。

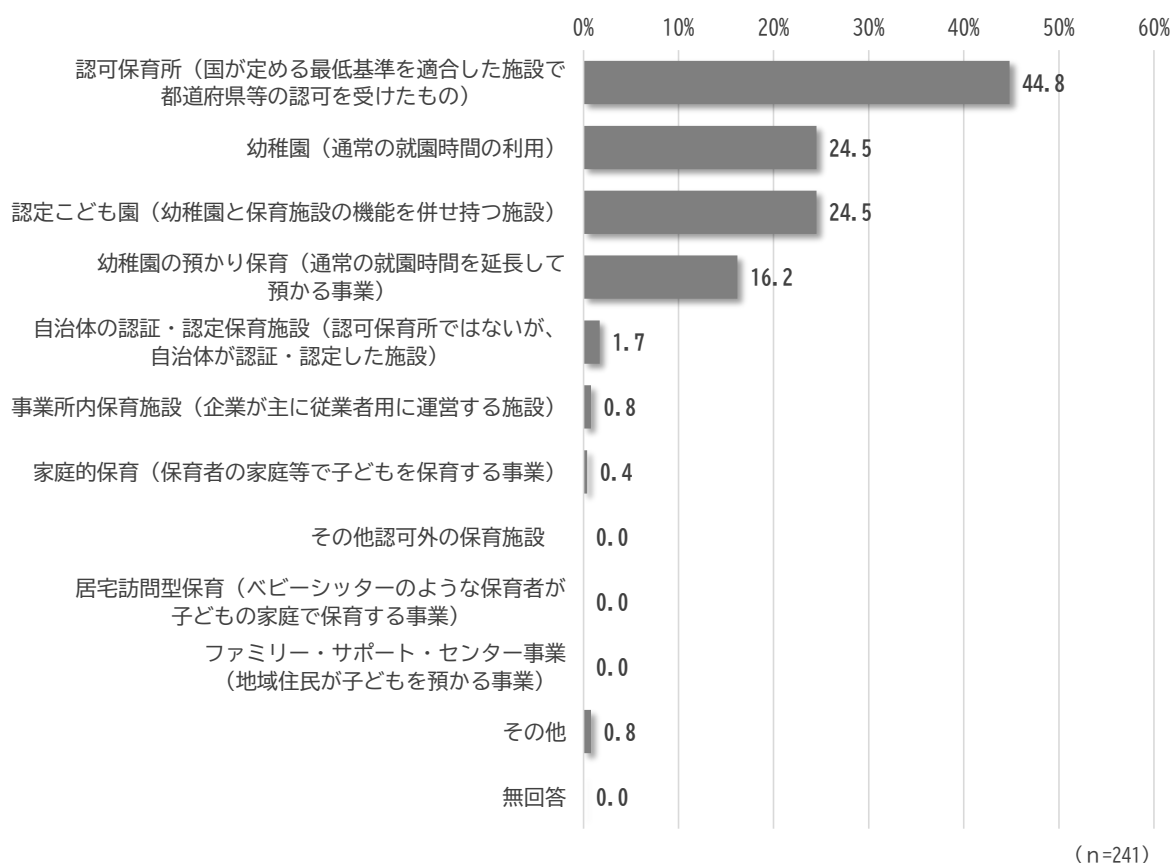
「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無



④ 「定期的な教育・保育の事業」の利用内容

「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」の割合が 44.8%で最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」と「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」(ともに 24.5%)となっています。

「定期的な教育・保育の事業」の利用内容【複数回答】



⑤ 「定期的な教育・保育の事業」の実施場所

教育・保育事業の実施場所については、「加茂市内」の割合が97.5%で、「他の市区町村」(2.1%)を大幅に上回っています。

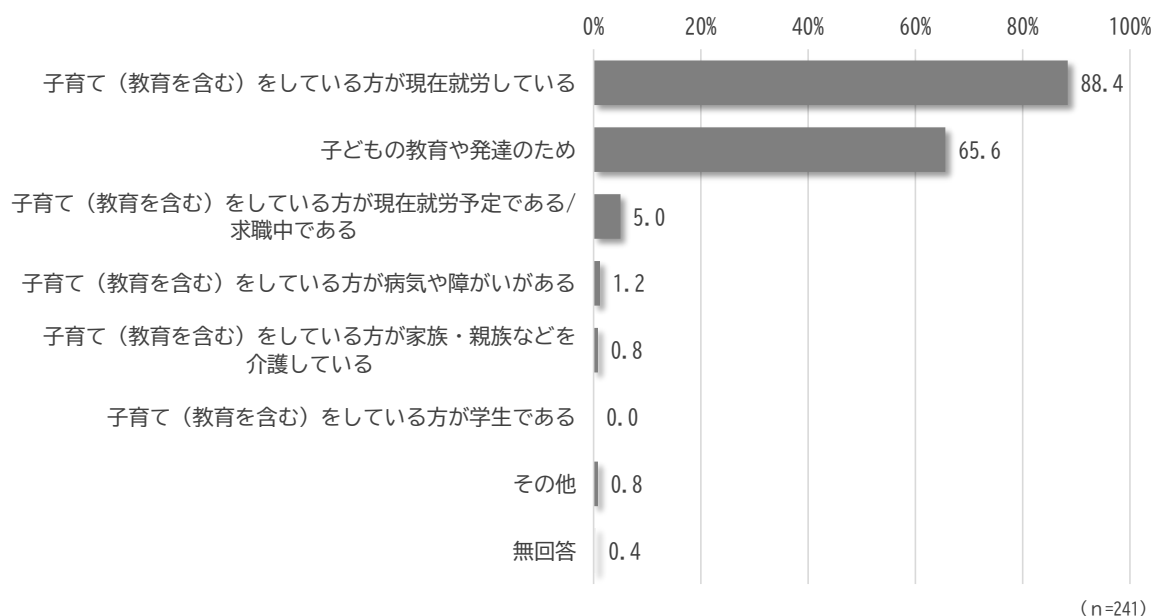
「定期的な教育・保育の事業」の実施場所



⑥ 「定期的な教育・保育の事業」を利用する理由

定期的に教育・保育の事業を利用している理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」の割合が88.4%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(65.6%)となっています。

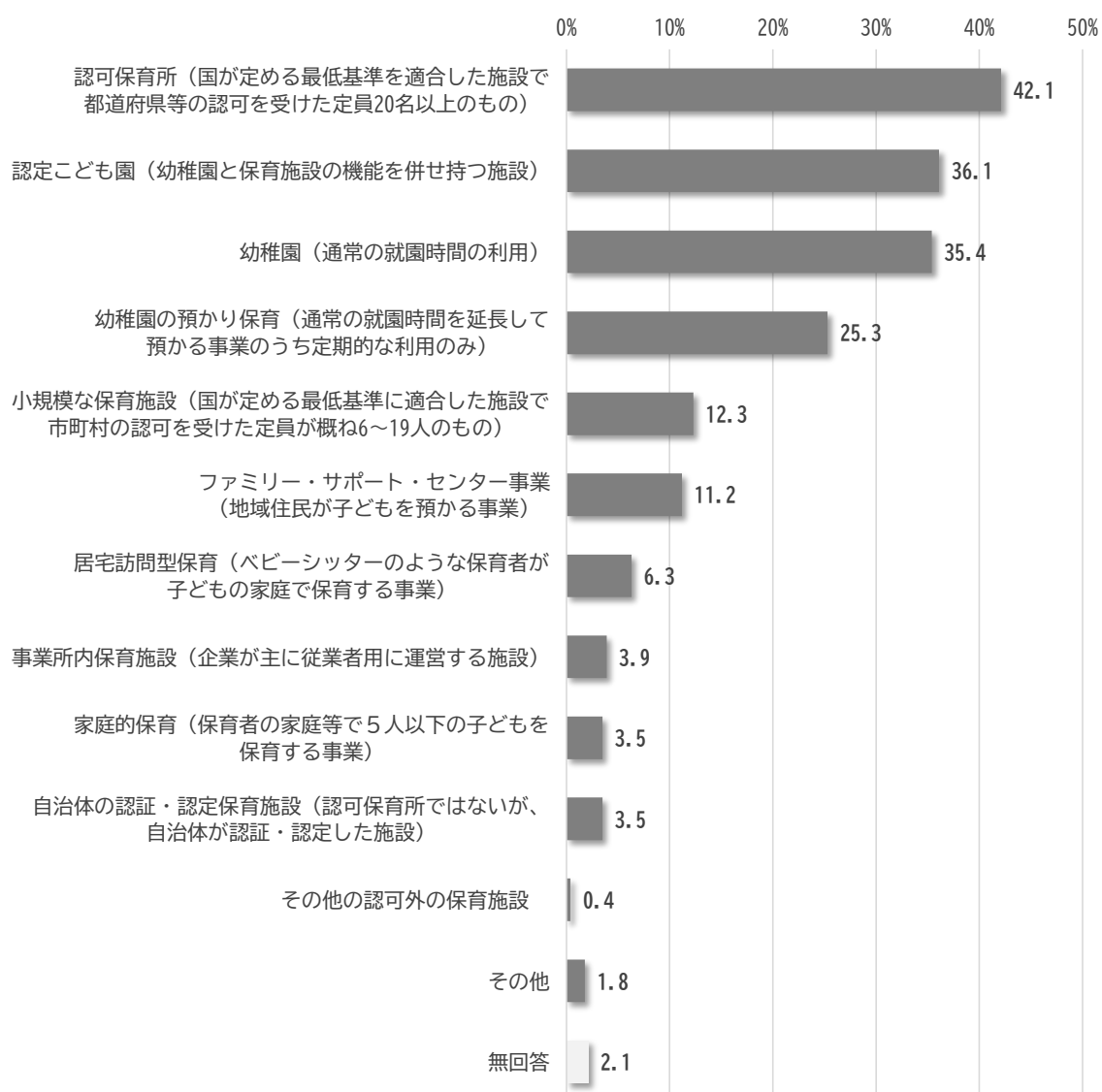
「定期的な教育・保育の事業」を利用する理由【複数回答】



⑦ 平日の教育・保育の事業として、「定期的」に利用したい事業

「定期的」に利用したいと考える事業については、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 42.1%で最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」（36.1%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（35.4%）、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」（25.3%）の順となっています。

「定期的」に利用したい教育・保育の事業【複数回答】



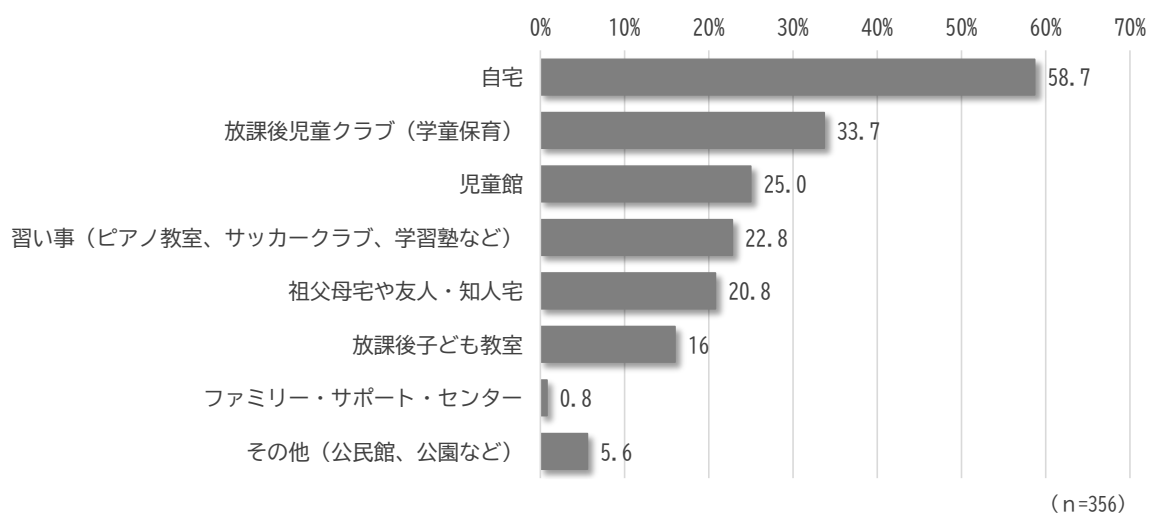
(n=285)

〈小学生〉

⑧ 小学校低学年（１～３年生）の間の放課後の利用希望場所

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が58.7%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（33.7%）、「児童館」（25.0%）などの順となっています。

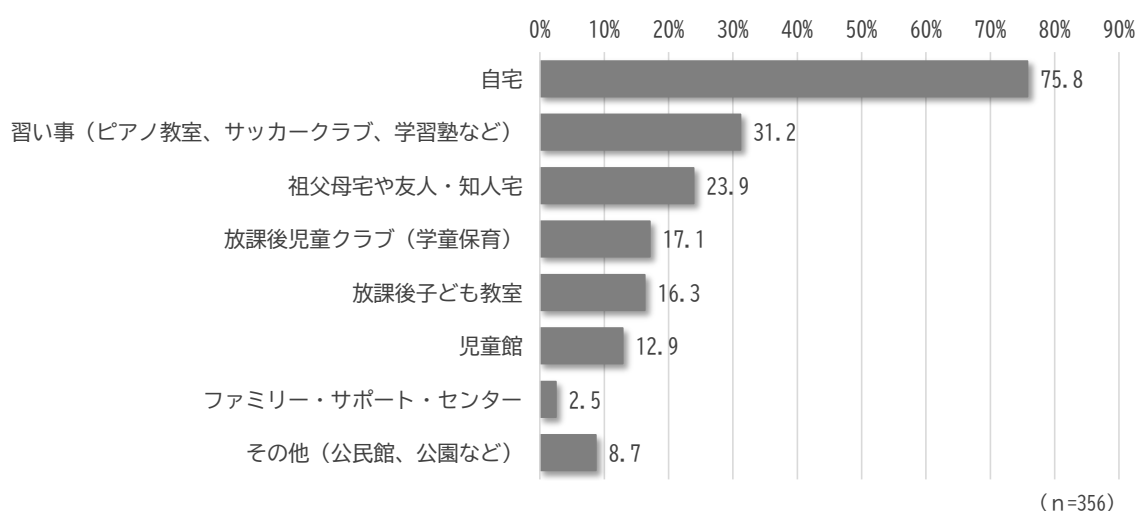
小学校低学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



⑨ 小学校高学年（４～６年生）の間の放課後の利用希望場所

小学校高学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が75.8%で特に高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（31.2%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（23.9%）などの順となっています。

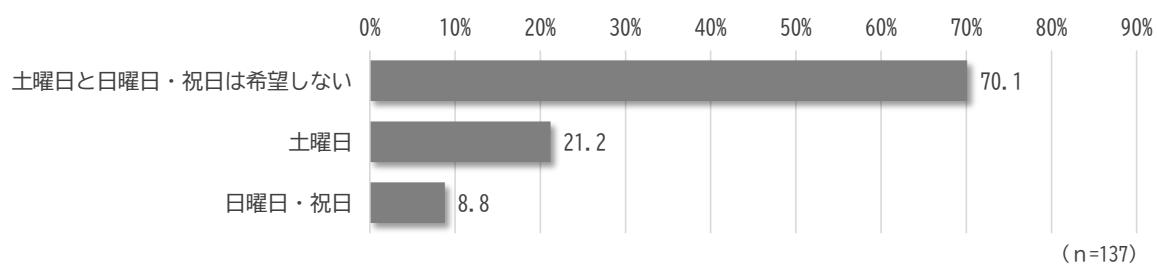
小学校高学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



⑩ 土曜日と日曜日・祝日における放課後児童クラブの利用希望

土曜日と日曜日・祝日における放課後児童クラブの利用希望については、「土曜日と日曜日・祝日は希望しない」の割合が70.1%で特に高くなっています。以下、「土曜日」が21.2%、「日曜日・祝日」が8.8%と続いています。

土曜日と日曜日・祝日における放課後児童クラブの利用希望【複数回答】



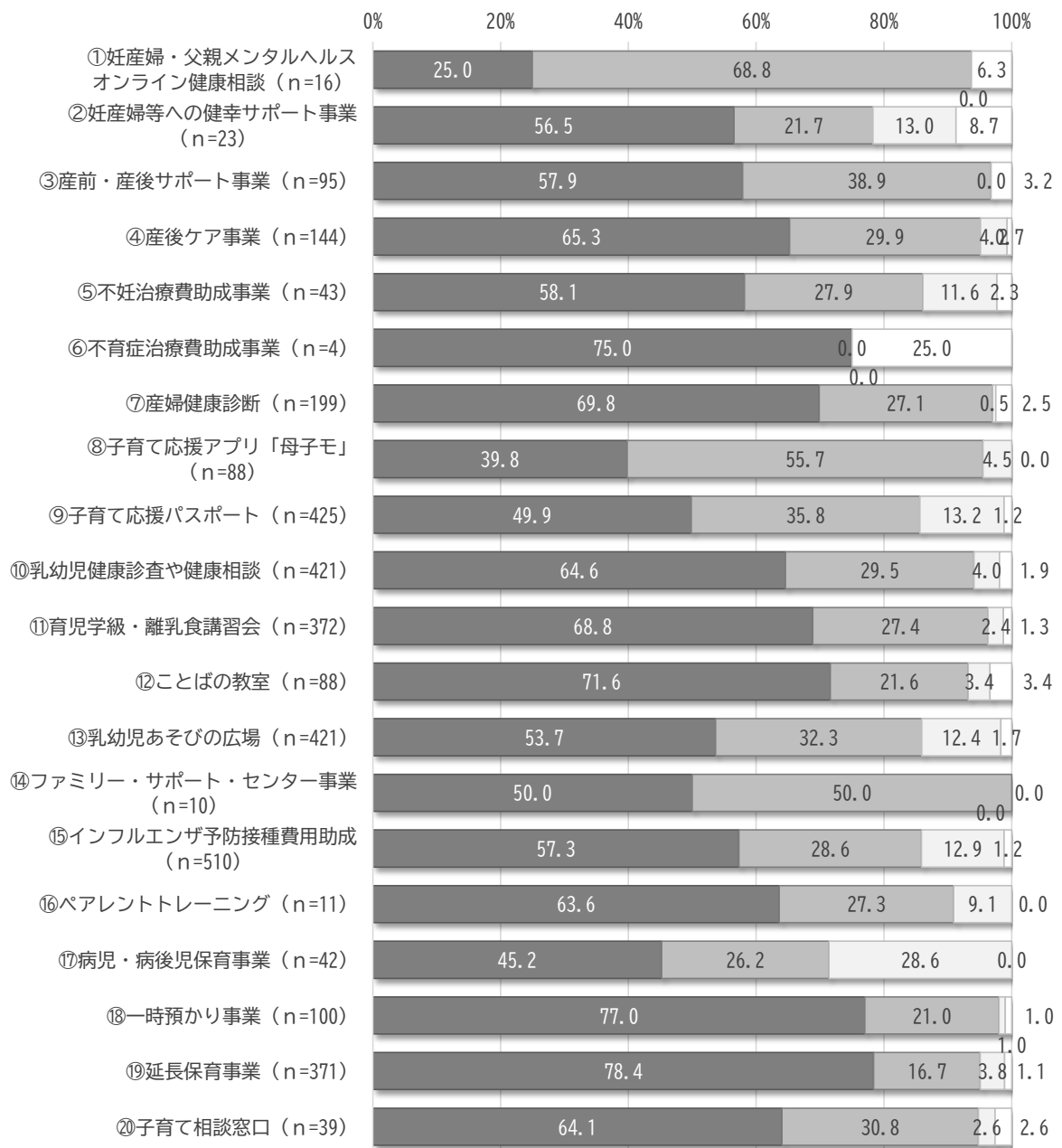
〈全体〉

⑪ 子育て支援事業の満足度

「満足」な事業では、「①⑨延長保育事業」（78.4%）、「①⑧一時預かり事業」（77.0%）、「⑥不育症治療費助成事業」（75.0%）、「⑫ことばの教室」（71.6%）の割合がいずれも7割を超えています。

一方、「不満」な事業では、「①⑦病児・病後児保育事業」の割合が28.6%で最も高く、次いで「⑨子育て応援パスポート」（13.2%）の順となっています。

子育て支援事業の満足度



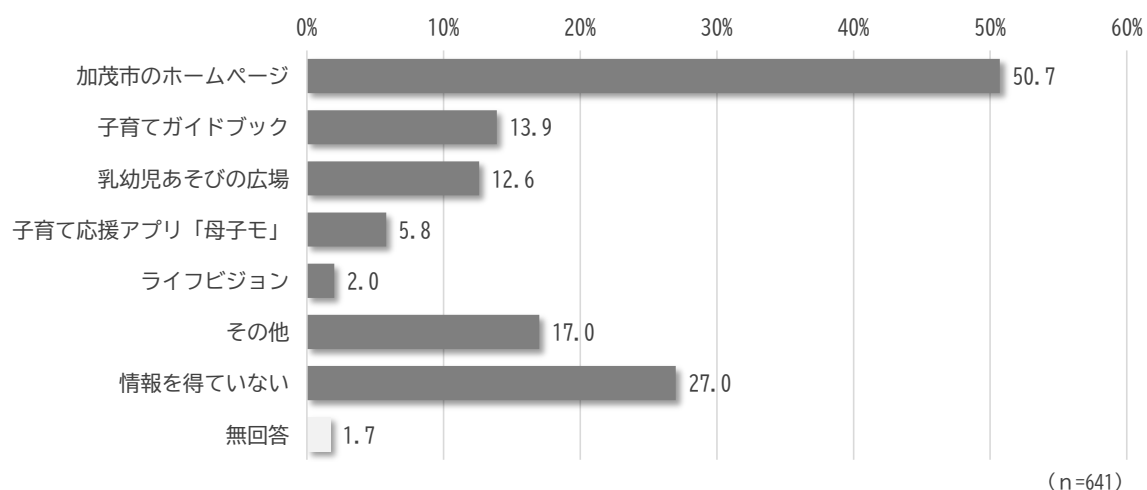
■満足 ■どちらともいえない □不満 □無回答

⑫ 加茂市の子育て支援情報の入手先

子育て支援情報の入手先については、「加茂市のホームページ」の割合が50.7%で最も高く、次いで「子育てガイドブック」(13.9%)、「乳幼児あそびの広場」(12.6%)の順となっています。

なお、「情報を得ていない」の割合が27.0%となっています。

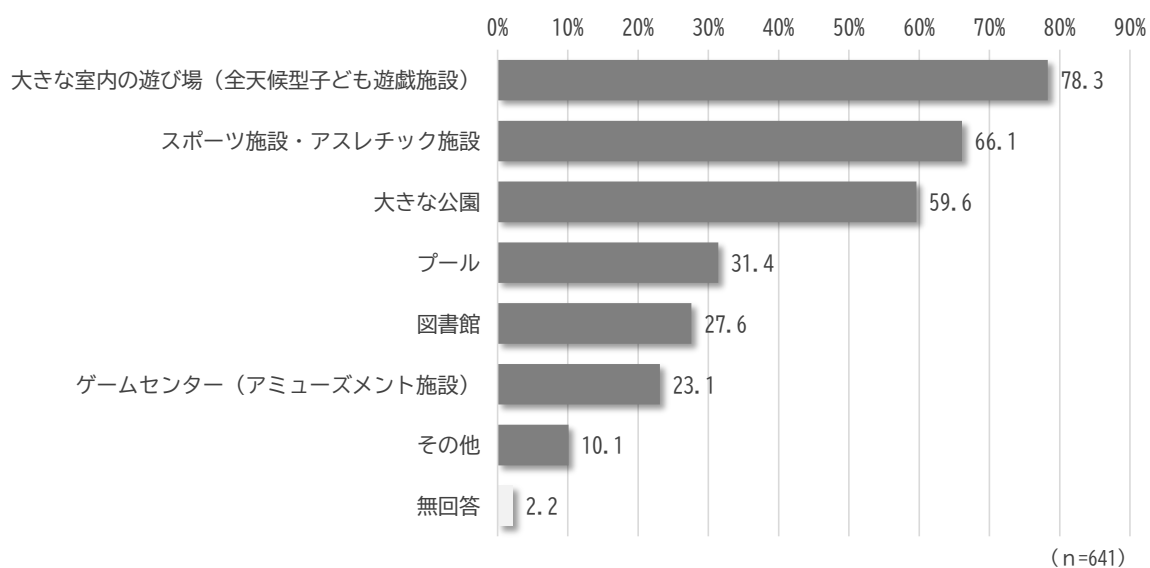
加茂市の子育て支援情報の入手先【複数回答】



⑬ 加茂市で今後充実させてほしい施設

今後充実させてほしい施設については、「大きな室内の遊び場(全天候型子ども遊戯施設)」の割合が78.3%で最も高く、次いで「スポーツ施設・アスレチック施設」(66.1%)、「大きな公園」(59.6%)の順となっています。

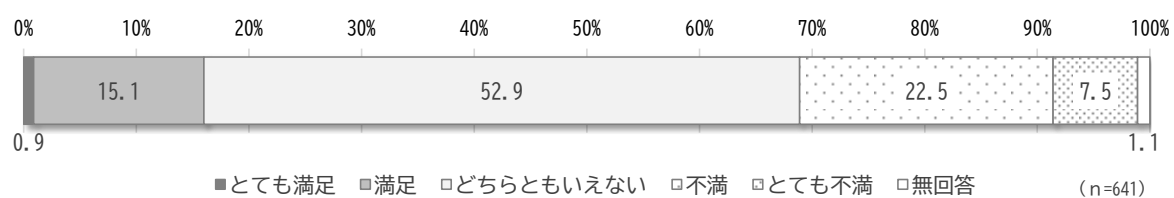
今後充実させてほしい施設【複数回答】



⑭ 加茂市における子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度について、「とても満足」(0.9%)と「満足」(15.1%)を合わせた“満足”の割合が16.0%で、「不満」(22.5%)と「とても不満」(7.5%)を合わせた“不満”の割合(30.0%)を下回っています。

子育て環境や支援への満足度



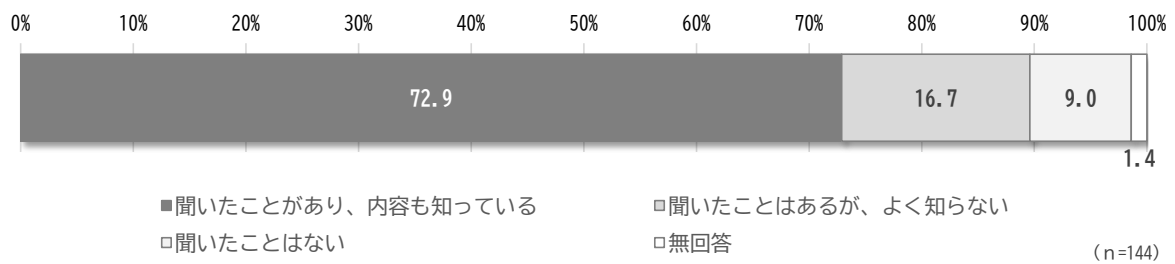
(2) 生活状況調査結果の抜粋

〈ヤングケアラーに関すること〉

① ヤングケアラーという言葉について

「ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと）」という言葉を知っているかどうか尋ねたところ、「聞いたことがあります、内容も知っている」の割合が72.9%で最も高くなっています。一方、「聞いたことはあるが、よく知らない」は16.7%、「聞いたことはない」は9.0%となっています。

ヤングケアラーという言葉を知っているか

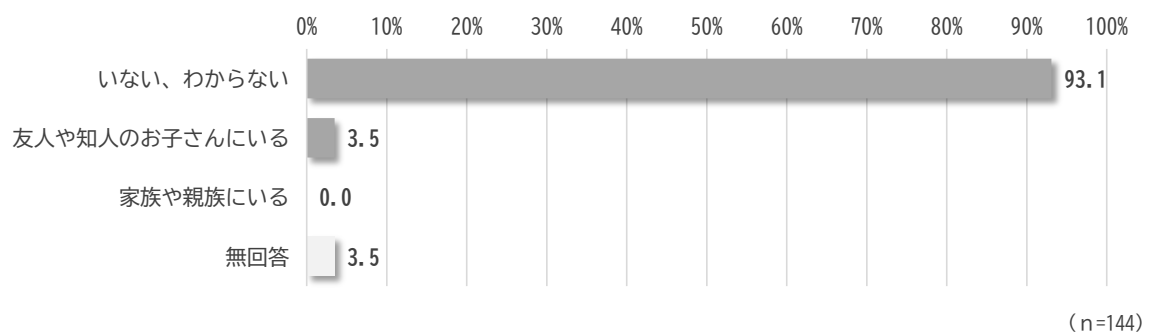


② ヤングケアラーと思われるこどもの存在について

家族や親族、または友人や知人のこどもに「ヤングケアラー」とと思われるこどもがいるかどうか尋ねたところ、「いない、わからない」の割合が93.1%と大半を占めています。

一方、「友人や知人のお子さんにいる」の割合は3.5%にとどまっています。

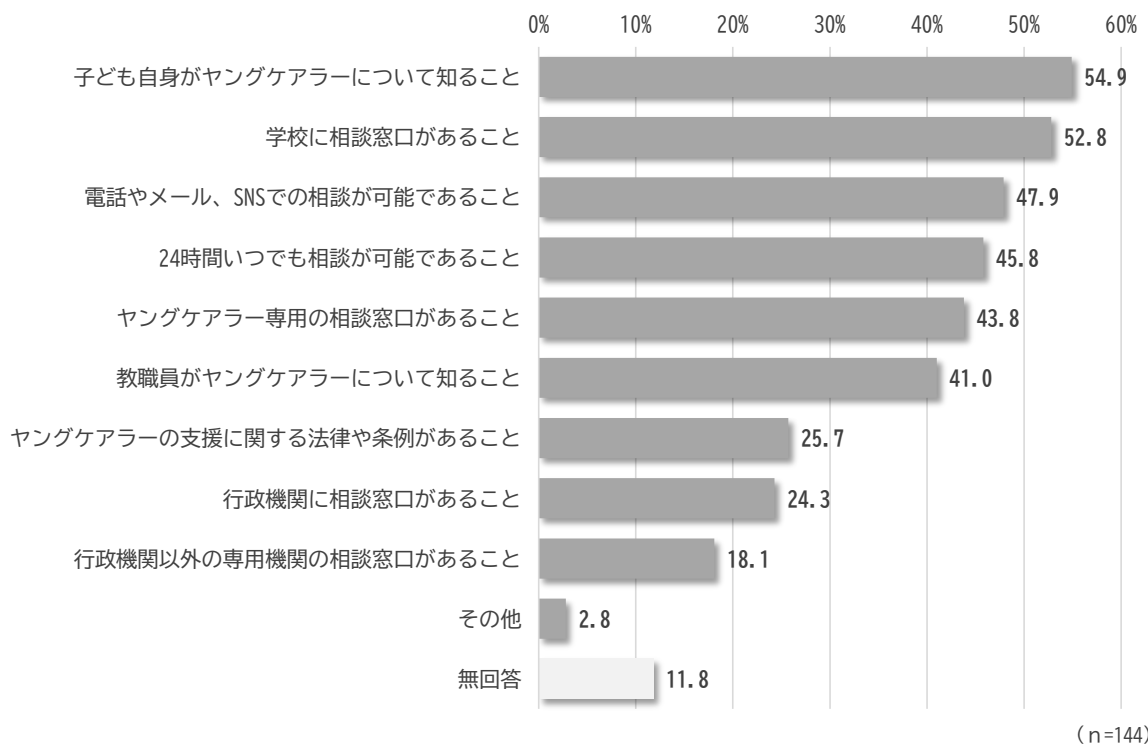
社会生活や日常生活での困難な経験



③ ヤングケアラーに対する必要な支援について

ヤングケアラーに対する必要な支援についてどのような取り組みがあると良いか尋ねたところ（複数回答）、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」の割合が 54.9%で最も高くなっています。以下、「学校に相談窓口があること」（52.8%）、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」（47.9%）、「24時間いつでも相談が可能であること」（45.8%）、「ヤングケアラー専用の相談窓口があること」（43.8%）、「教職員がヤングケアラーについて知ること」（41.0%）の順となっています。

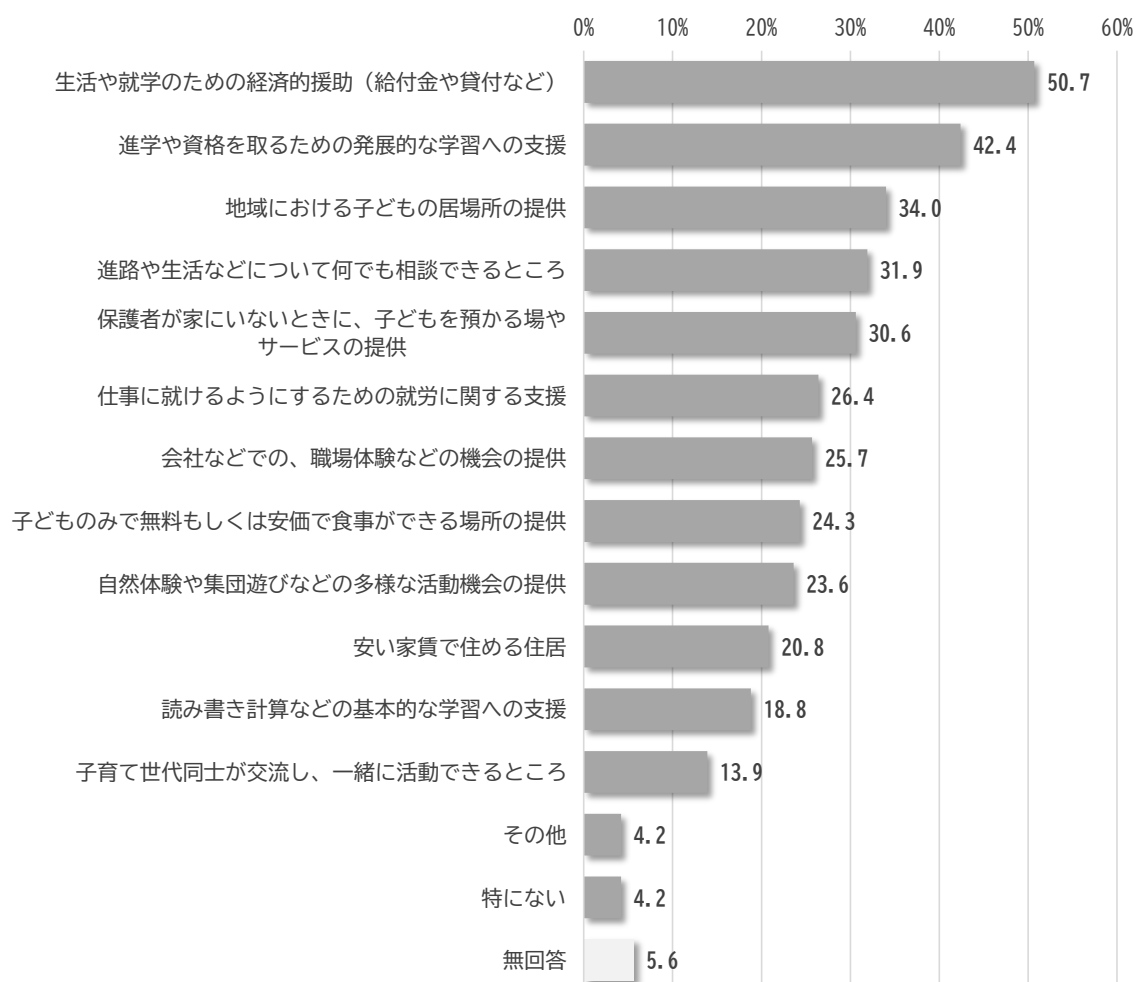
ヤングケアラーに対する必要な支援【複数回答】



④ 現在、または将来的にあると良いと思う支援について

子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があると良いと思うか尋ねたところ（複数回答）、「生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）」の割合が 50.7% で最も高く、次いで「進学や資格を取るための発展的な学習への支援」（42.4%）、「地域における子どもの居場所の提供」（34.0%）、「進路や生活などについて何でも相談できる場所」（31.9%）、保護者が家にいないときに、子どもを預かる場やサービスの提供」（30.6%）の順となっています。

現在、または将来的にあると良いと思う支援について【複数回答】



(n=144)

〈経済状況に関すること〉

●分析対象

「加茂市こどもの生活状況調査」で回収した調査票（144 件）のうち、世帯員数及び世帯年収が判明している調査票（96 件）としました。

●こどもの貧困（相対的貧困）の該当数

「こどもの貧困（相対的貧困）」は、地域や社会において「普通」とされている生活ができない状態のことであり、国の基準※を参考に判定しました。その結果、貧困率は 56.3%（96 件中 54 件）でした。

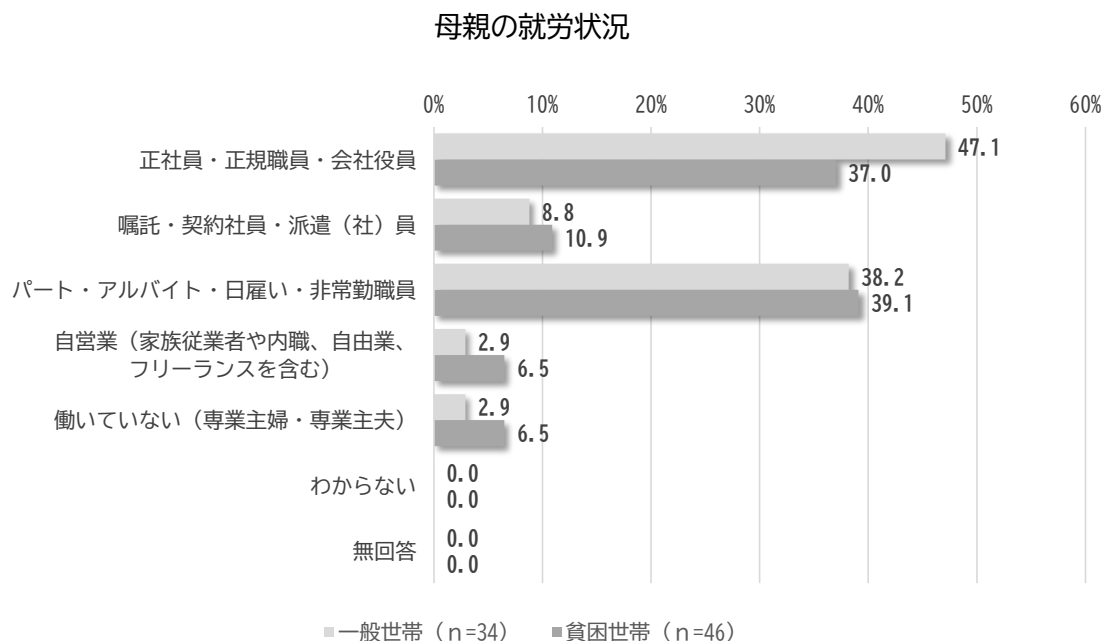
※厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」（貧困線 127 万円）より算出。

〔算式〕世帯貧困線＝貧困線 127 万円× $\sqrt{\text{世帯員数}}$

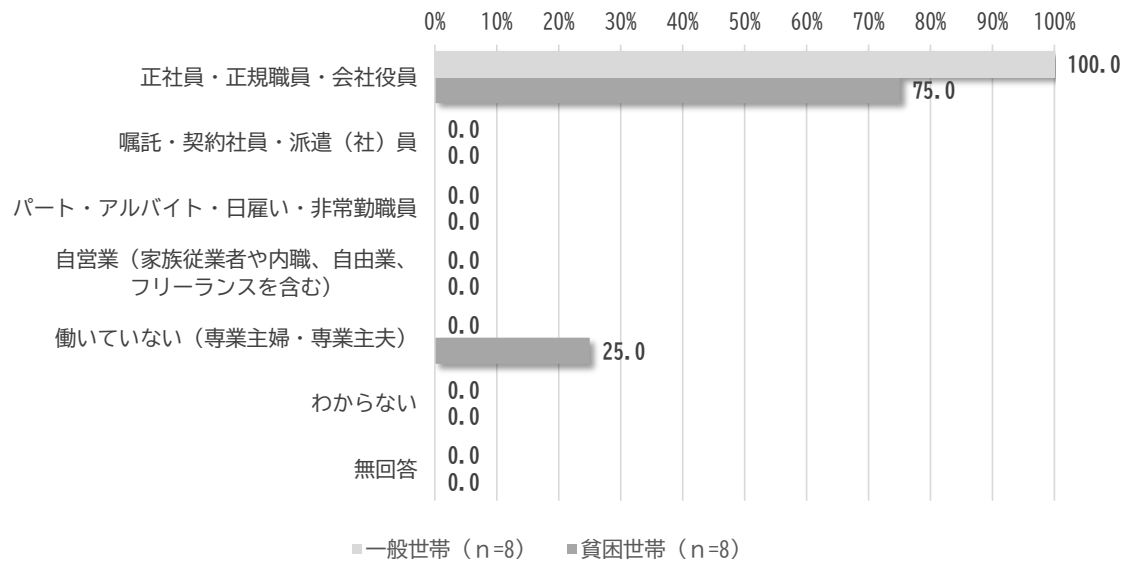
① 保護者の状況（就労状況・勤務形態）

貧困世帯における母親の就労状況を一般世帯と比べると、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が 10%ほど低い一方、「働いていない」がやや高くなっています。

また、同じく父親の就労状況をみると、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、「働いていない」が高くなっています。



父親の就労状況



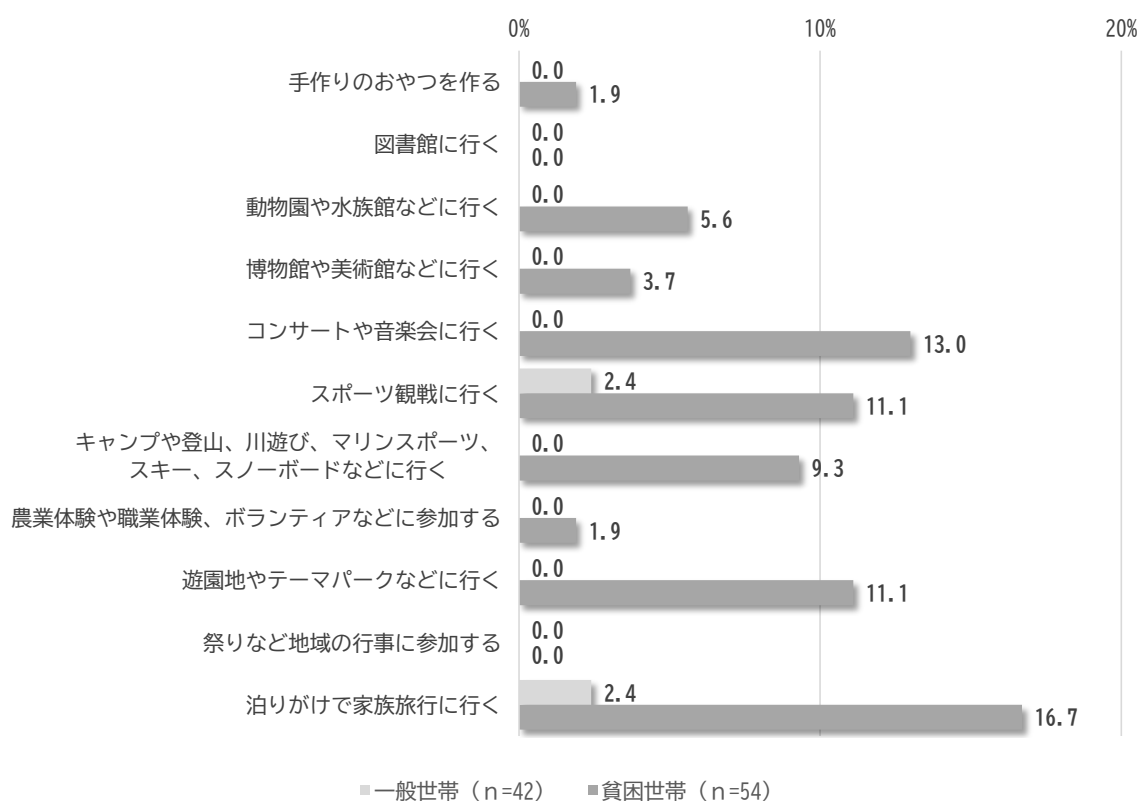
② 家庭でのこどもの余暇娯楽体験の有無

家庭でのこどもの余暇娯楽体験について、経済的な理由で「ない」と回答した割合を比べてみると、すべての項目において、貧困世帯の割合が一般世帯を上回っています。

項目別にみると、「泊りがけで家族旅行に行く」の割合が16.7%で最も高く、次いで「コンサートや音楽会に行く」(13.0%)、「スポーツ観戦に行く」と「遊園地やテーマパークなどに行く」(ともに11.1%)と続いています。

貧困世帯の場合は、娯楽を中心とした体験の機会に支出できない傾向があると考えられます。

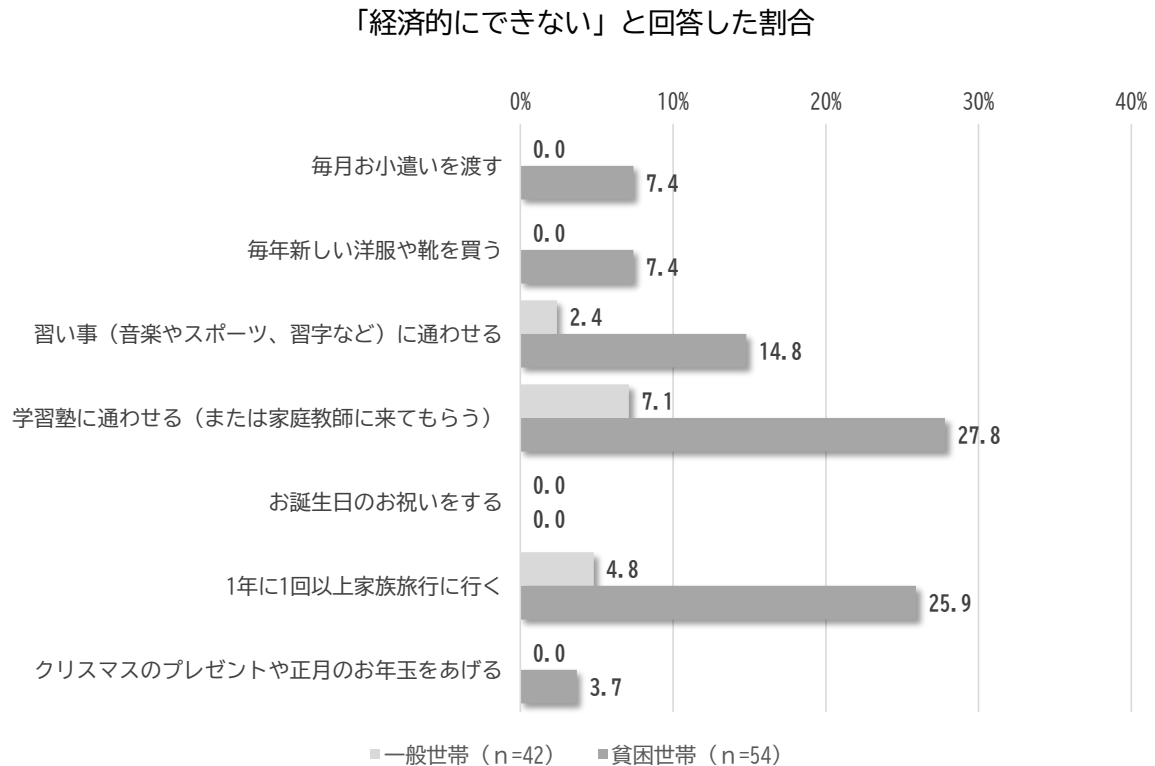
「ない（経済的な理由）」と回答した割合



③ 家庭でこどもにしていること

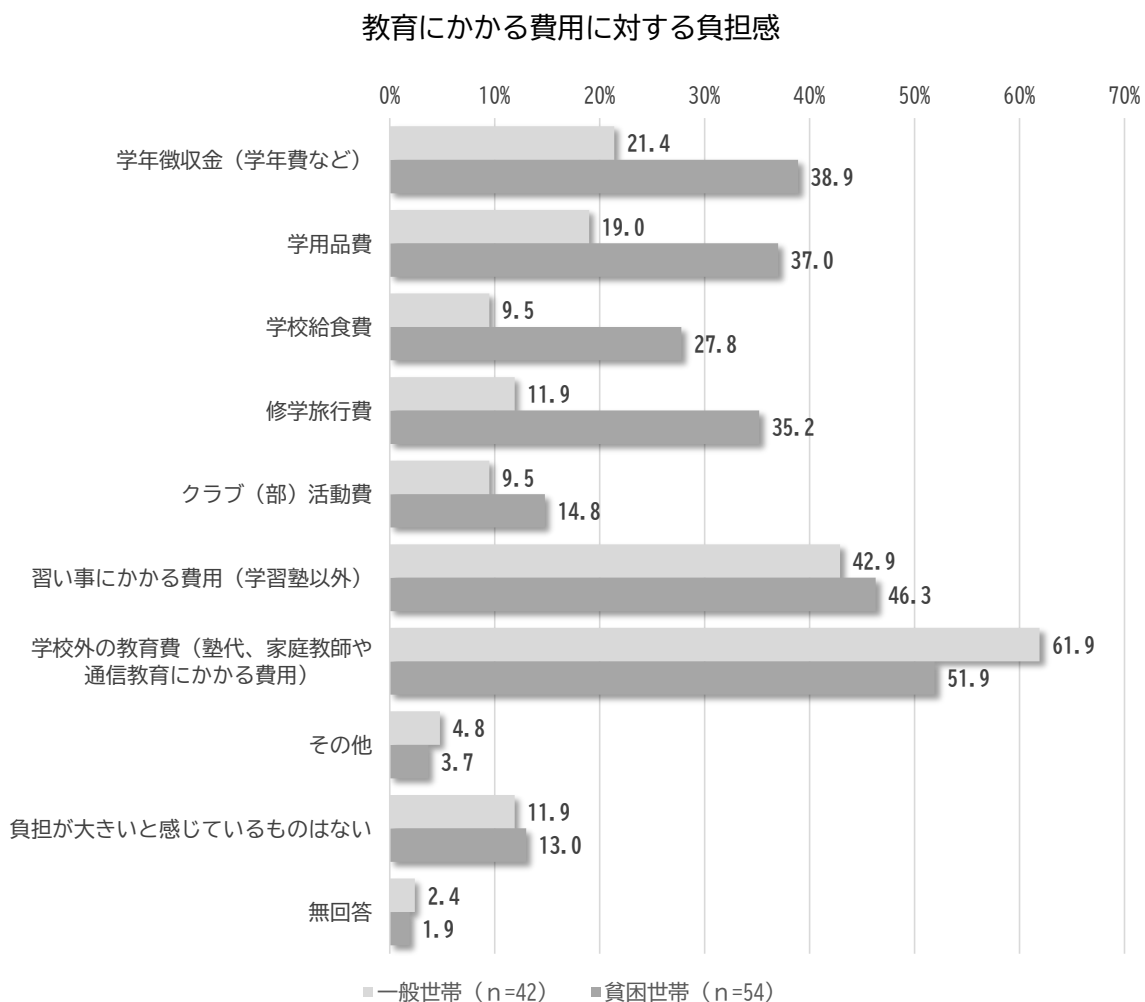
家庭でこどもにしていることについて、「経済的にできない」と回答した割合を比べてみると、すべての項目において、貧困世帯の割合が一般世帯を上回っています。

特に、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」（27.8%）と「1年に1回以上家族旅行に行く」（25.9%）では、ともに3割弱となっています。



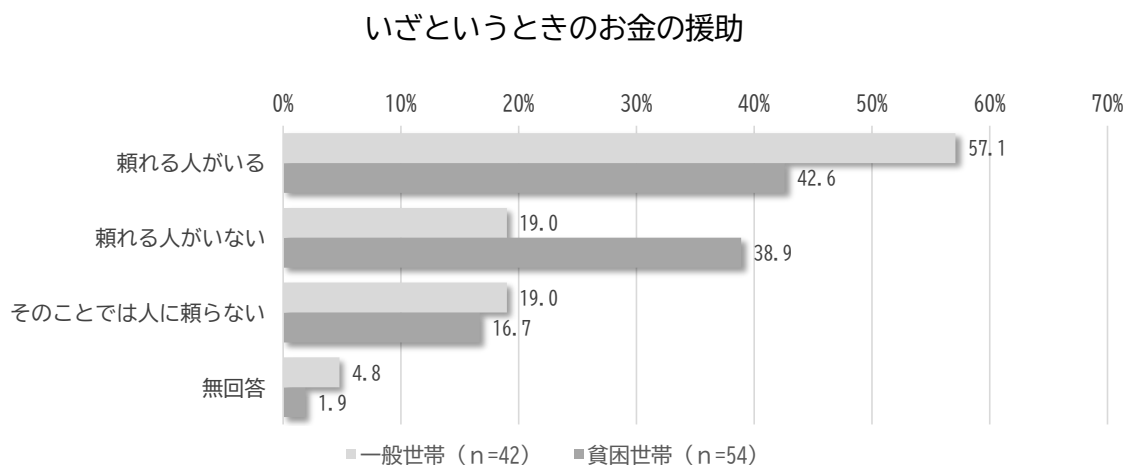
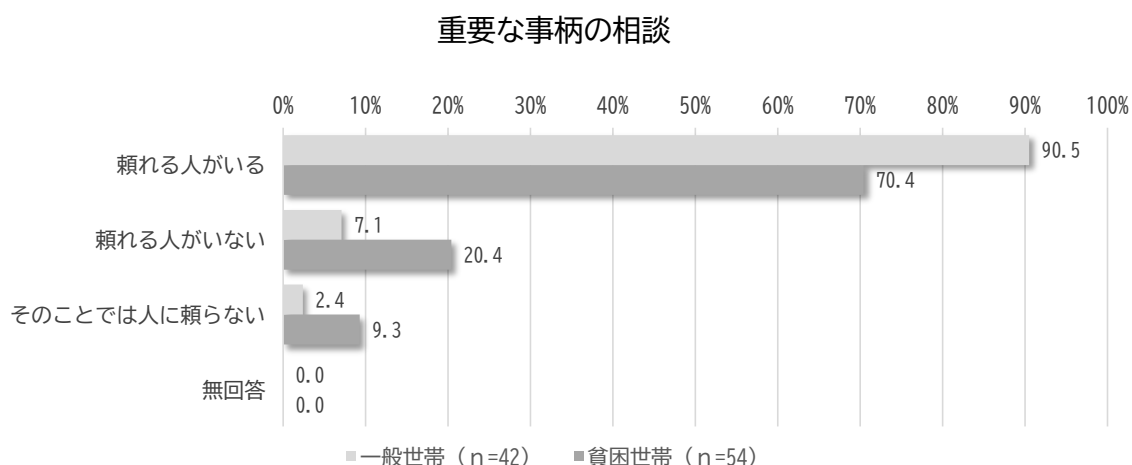
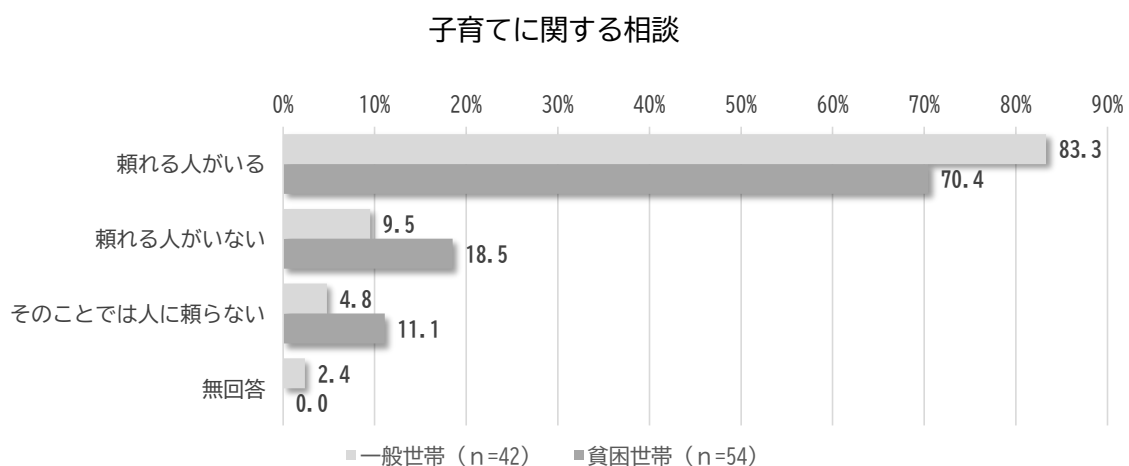
④ 教育にかかる費用に対する負担感

教育にかかる費用に対する負担感について一般世帯と比べると、「学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育にかかる費用）」の割合は下回っていますが、「学年徴収金（学年費など）」、「学用品費」、「学校給食費」、「修学旅行費」などでは、いずれも上回っています。



⑤ 頼れる人の存在

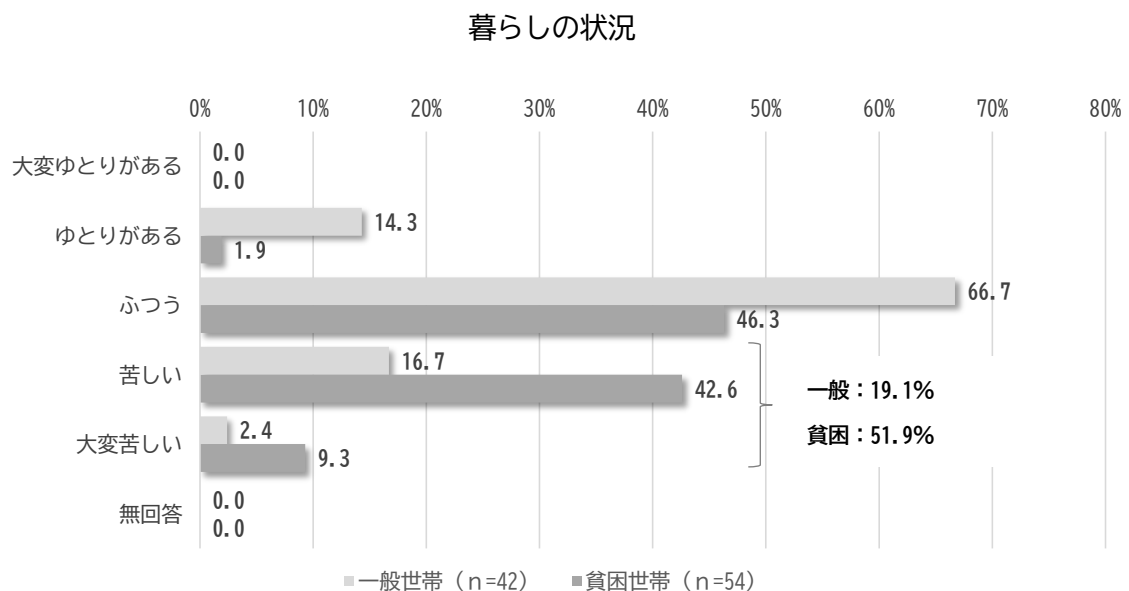
頼れる人の存在について、「頼れる人がいる」と回答した割合は、「子育てに関する相談」と「重要な事柄の相談」、「いざというときのお金の援助」のいずれも、一般世帯と比べると、いずれも下回っています。



⑥ 現在の暮らしの状況

「苦しい」、「大変苦しい」と回答した割合を合わせると、一般世帯では19.1%、貧困世帯では51.9%となりました。

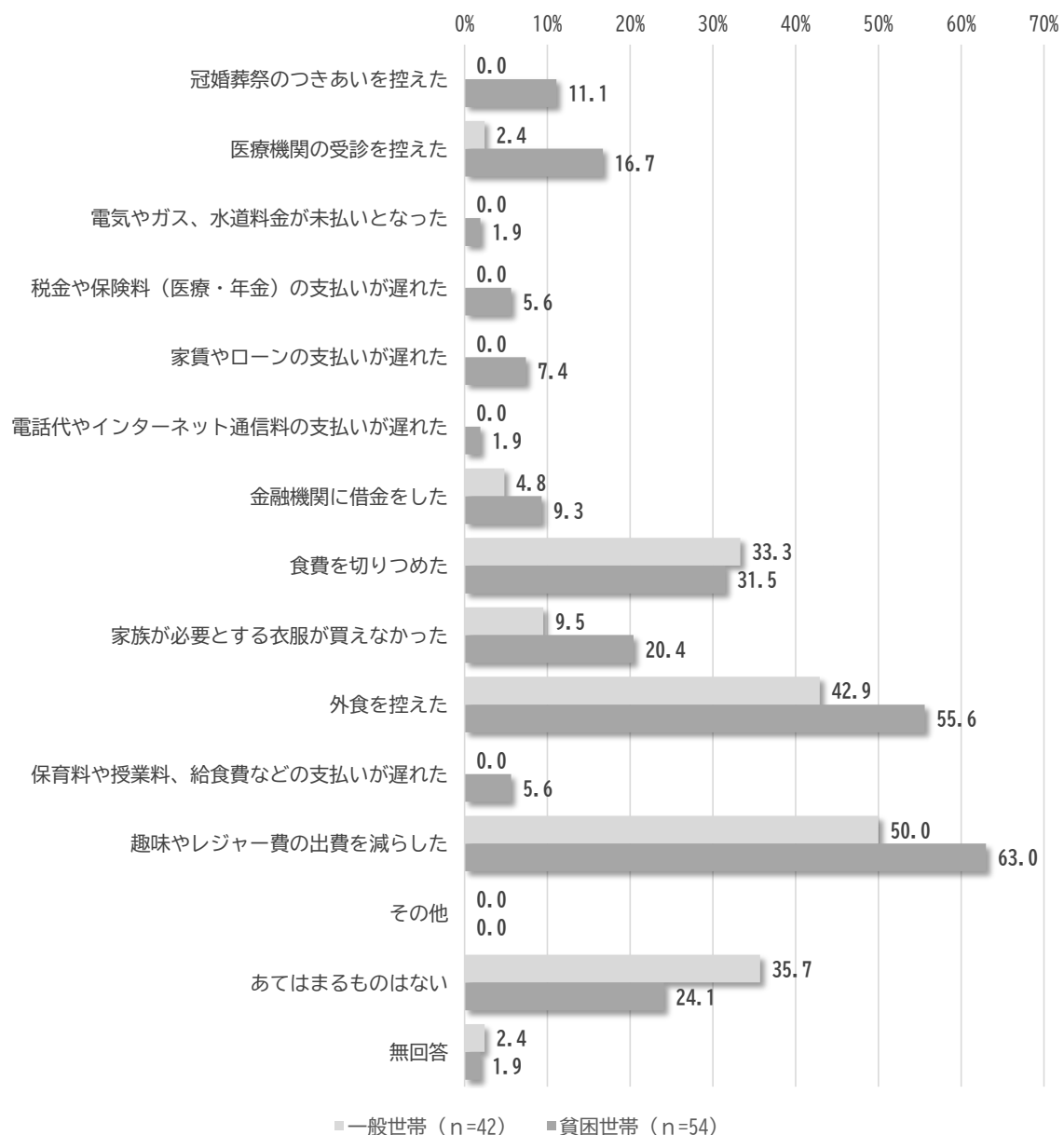
貧困世帯では、回答したほぼ半数で現在の暮らしの状況が「苦しい」と感じています。



⑦ 経済的な理由による経験

一般世帯と貧困世帯の差が大きかった項目は、「医療機関の受診を控えた」、「趣味やレジャー費の出費を減らした」、「外食を控えた」、「冠婚葬祭のつきあいを控えた」、「家族が必要とする衣服が買えなかった」などとなっています。

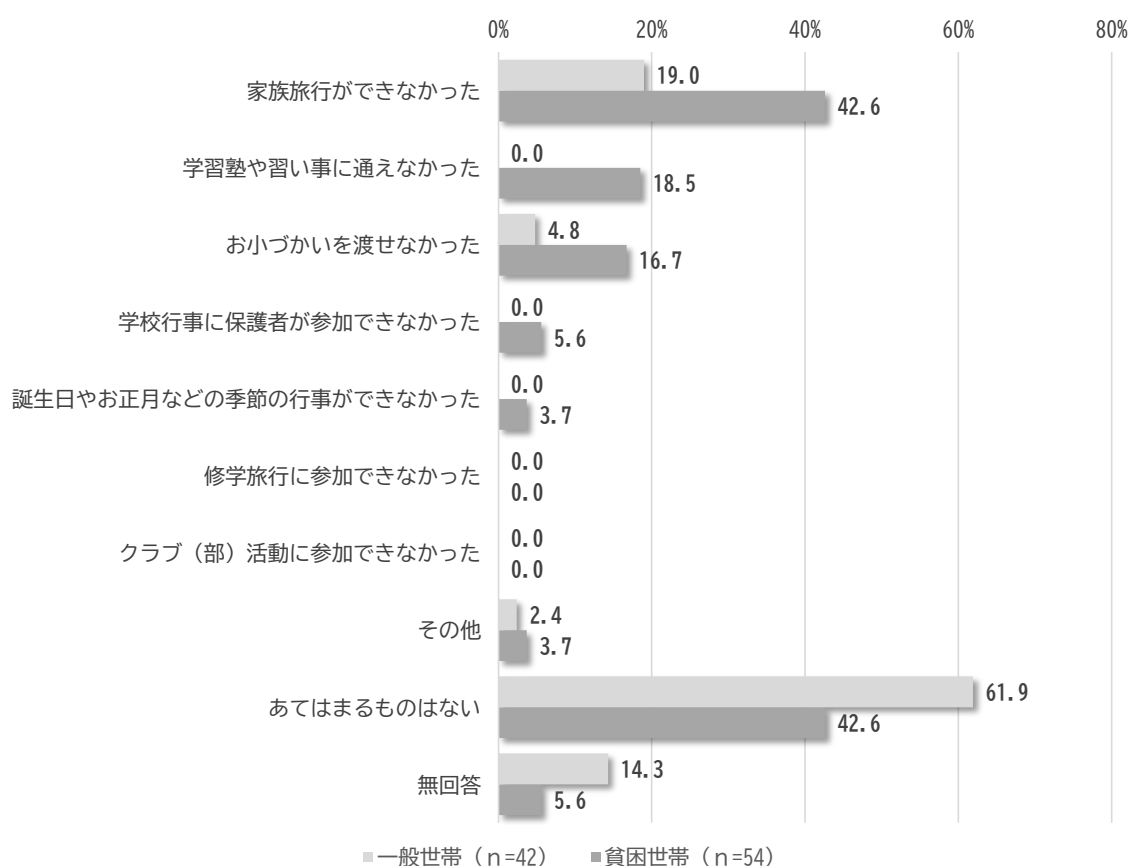
経済的な理由による経験（おおむね直近1年間）



⑧ こどもが希望したにもかかわらず、経済的な理由でできなかったこと

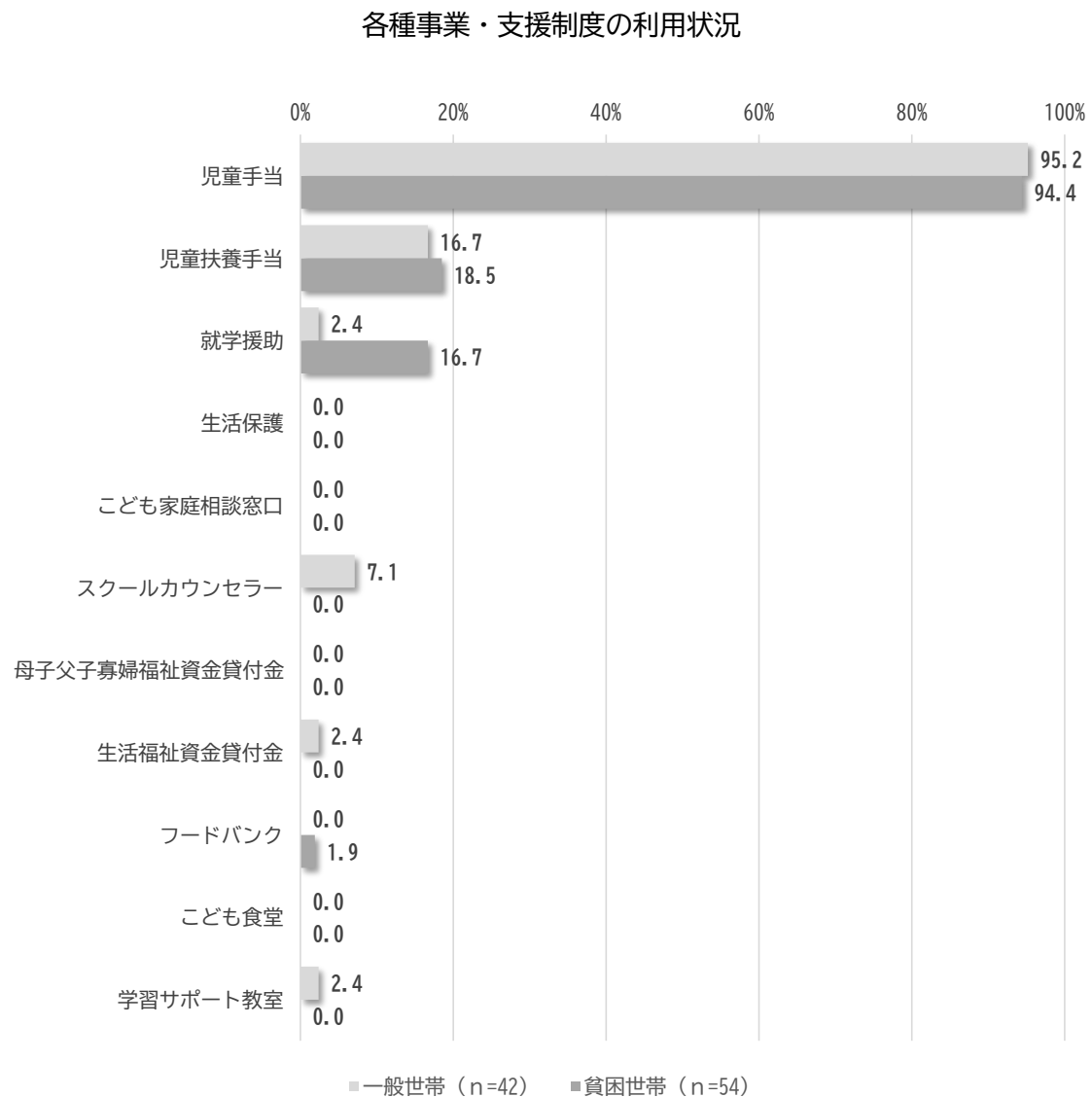
経済的理由によりできなかったことを一般世帯と比べると、「家族旅行ができなかった」、「学習塾や習い事に通えなかった」、「お小づかいを渡せなかった」などの割合が上回っています。

こどもが希望したにもかかわらず、経済的理由によりできなかったこと



⑨ 各種事業・支援制度の利用状況

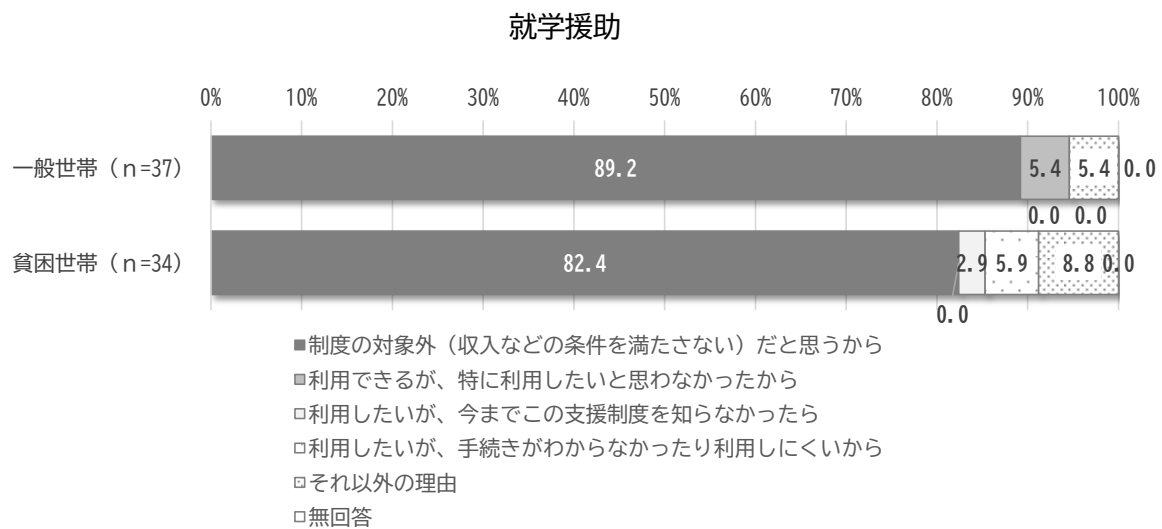
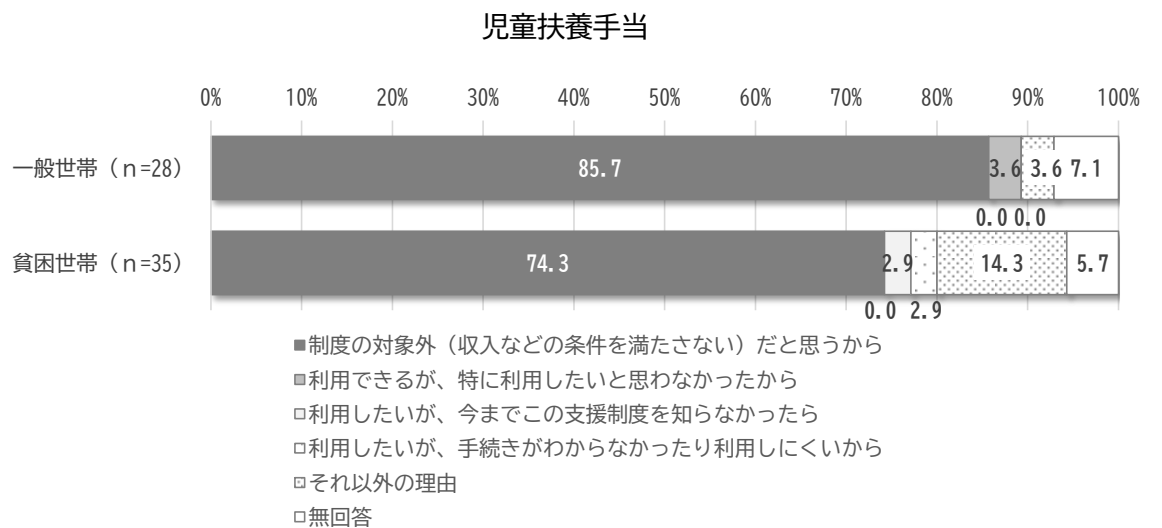
各種事業・支援制度の利用状況をみると、貧困世帯では「児童扶養手当」、「就学援助」の割合が一般世帯と比べて高くなっています。



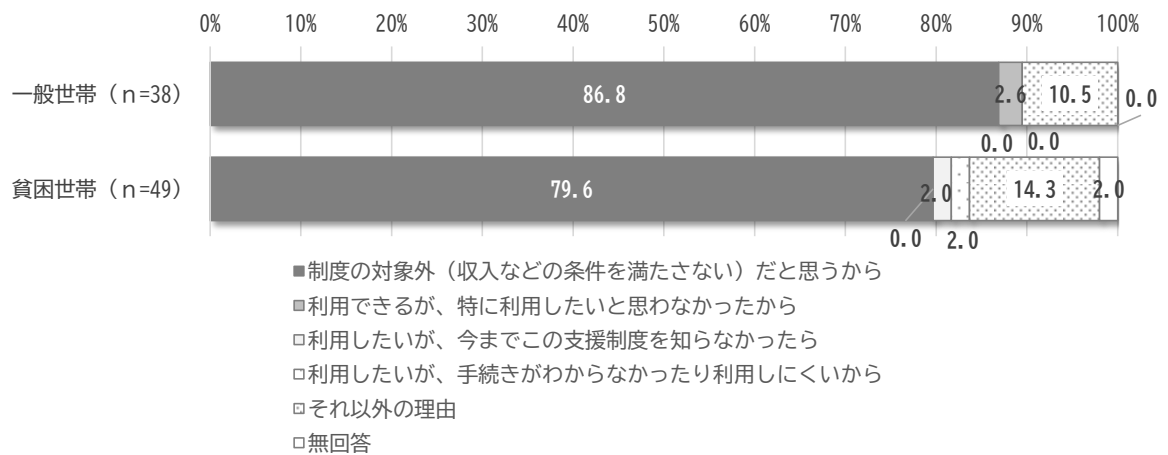
⑩ 各種事業・支援制度を利用していない理由

貧困世帯について、各種事業・支援制度を利用していない理由をみると、「こども家庭相談窓口」と「スクールカウンセラー」を除き、「制度の対象外（収入などの条件を満たさない）だと思うから」の割合が高くなっています。

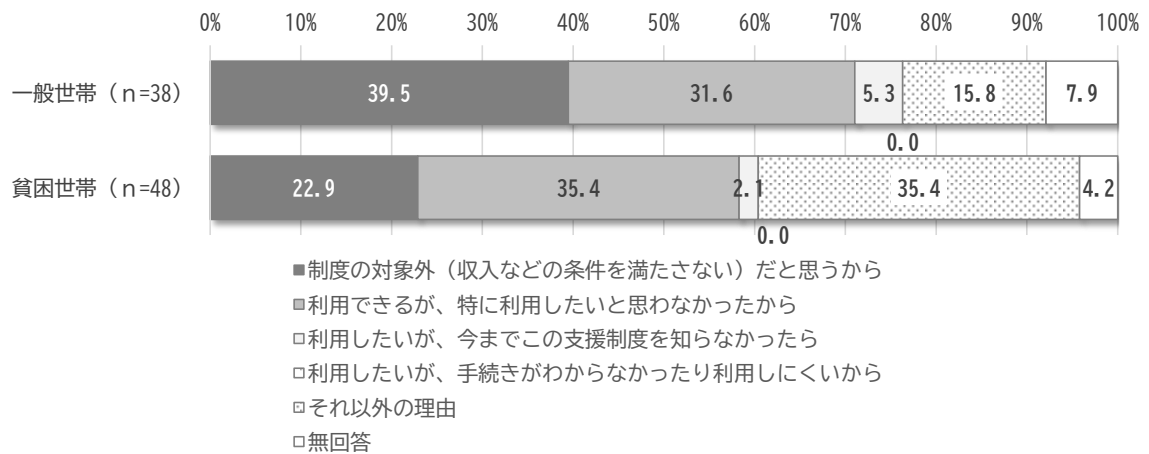
※児童手当を利用していない「一般世帯」の回答数は1件、「貧困世帯」は0件であるため、分析しない。



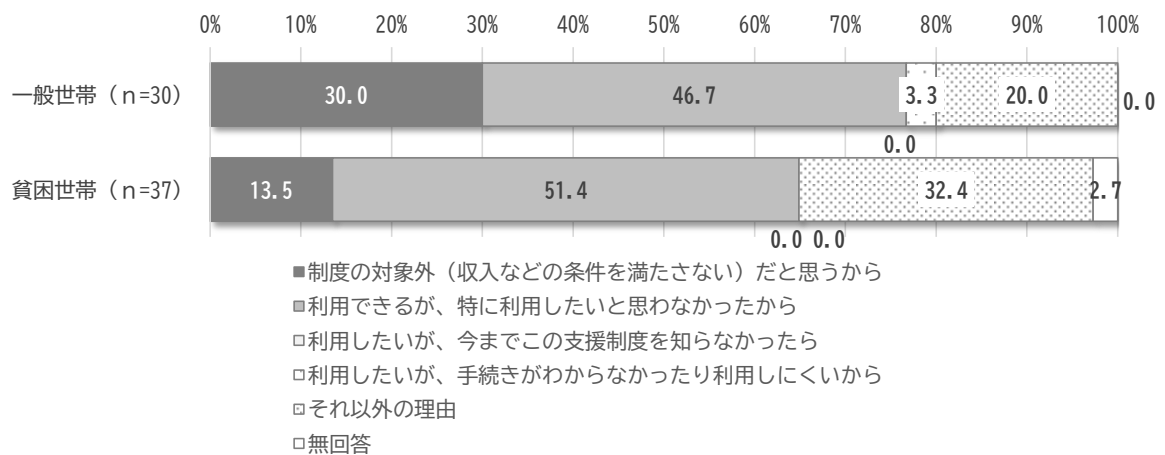
生活保護



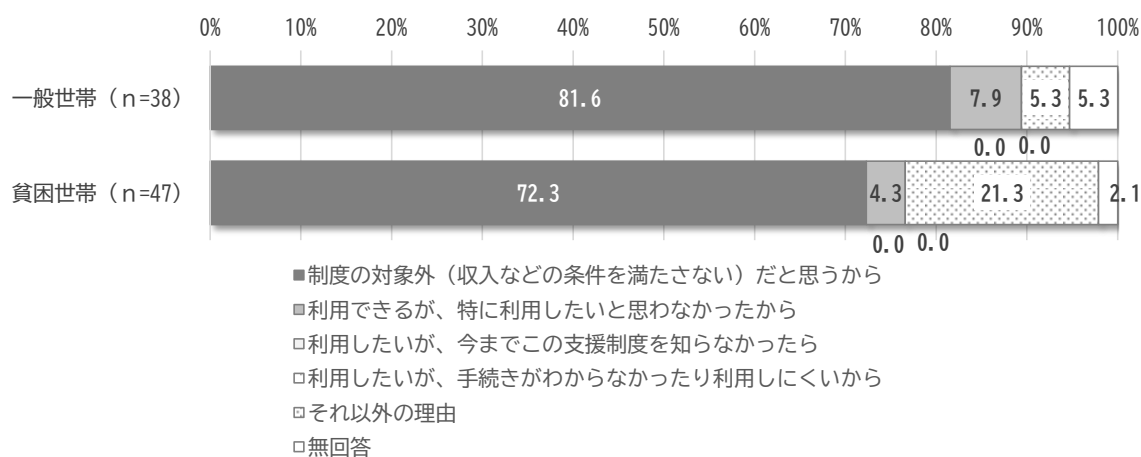
こども家庭相談窓口



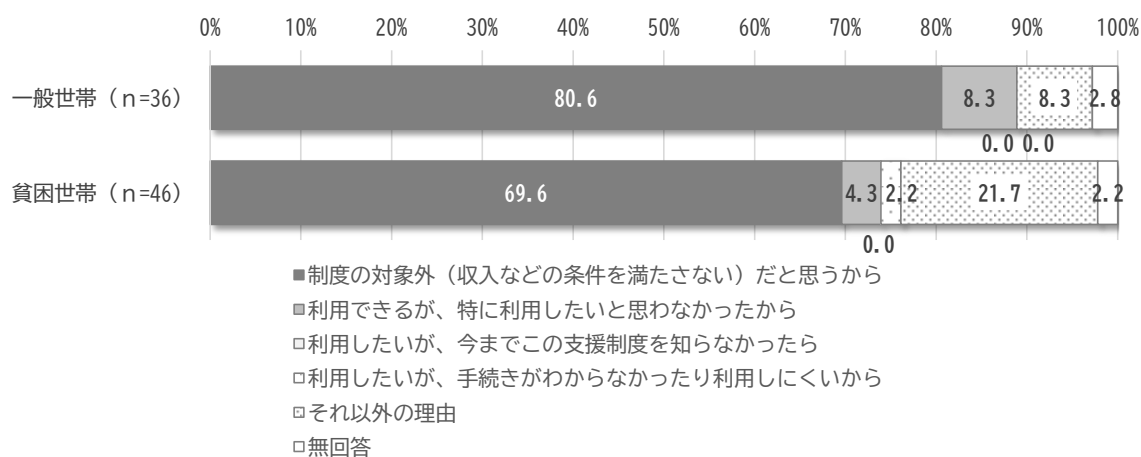
スクールカウンセラー



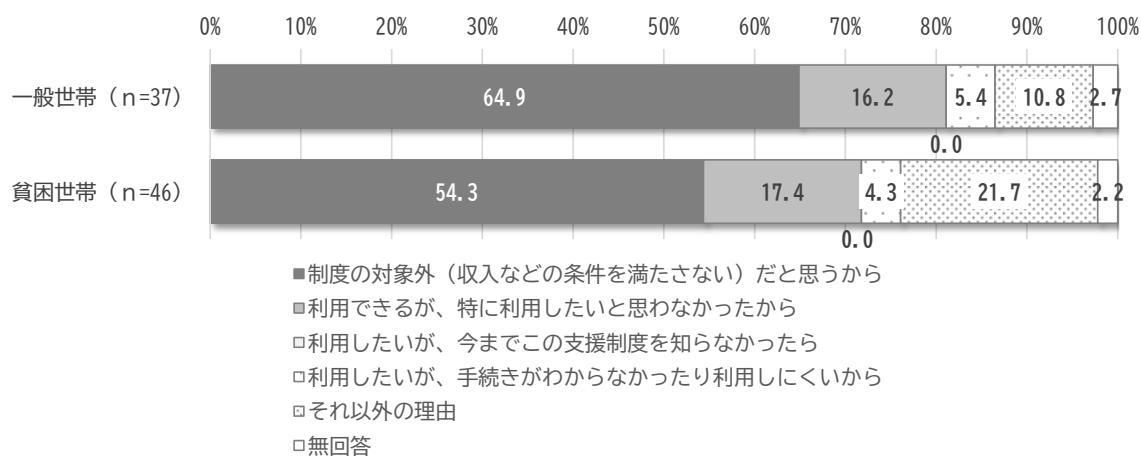
母子父子寡婦福祉資金貸付金



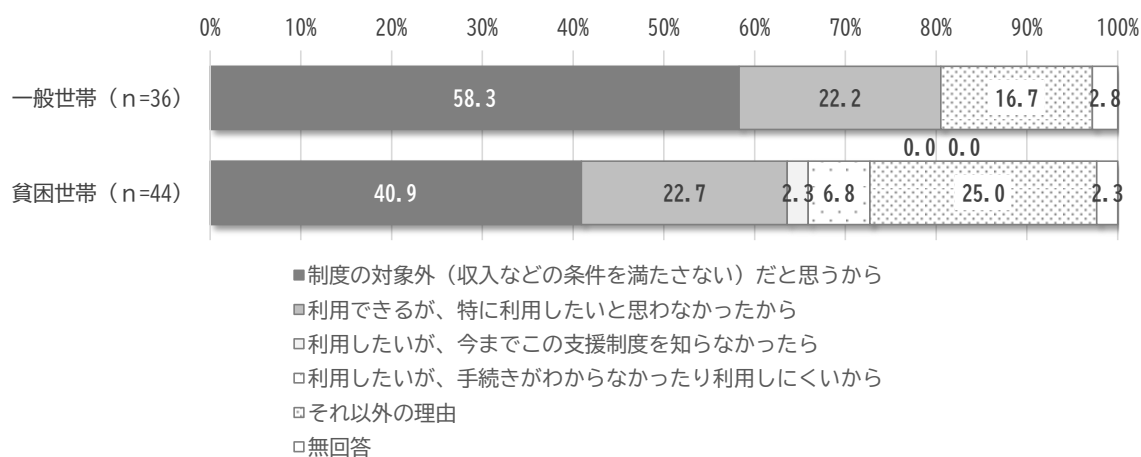
生活福祉資金貸付金



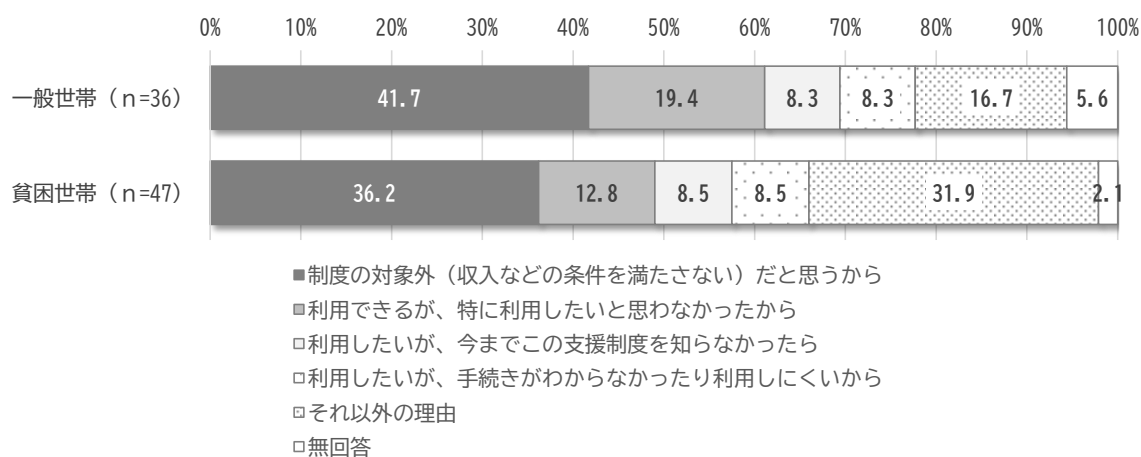
フードバンク



こども食堂



学習サポート教室



5 課題とその解決に向けた施策の方向性

(1) こどもの居場所の確保・充実

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、孤独や孤立、いじめ、虐待など、こどもを取り巻く課題が複雑化する中で、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所の必要性が高まっています。

放課後児童クラブの利用意向では小学校低学年で 33.7%、高学年で 17.1%となっており、こどもが安心して過ごせる場の充実が必要です。

こうしたことから、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な体験活動を通じて自己肯定感を高められるよう、地域社会全体でこどもの学び、心と体の成長を支えていく取組みが求められます。

(2) 社会的な支援を必要とするこどもやその家庭への支援

子育てに関して、不安や負担を感じている保護者が増加しており、虐待につながる可能性があります。

本市では、児童虐待防止のため、関係機関との連携を図り、誰もが相談できる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこどものいる家庭などといった社会的に困難な立場に置かれた家庭に対する支援を行ってきました。今後も、こども家庭センターを中心に、すべてのこどもや子育て家庭が安心して過ごせるよう、各家庭の状況に応じた支援を行っていく必要があります。

また、貧困家庭に生まれたこどもは生活面や学習面などで不利な状況に置かれ、将来的に貧困から抜け出せない貧困の連鎖が社会問題となっています。アンケート調査の結果から、子育てに係る経済的な支援の希望が高くなりました。

こうしたことから、経済的支援を着実に実施するとともに、学習支援など、こどもの貧困対策を進めることで、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備することが重要です。

(3) こどもやその家庭への切れ目のない支援

子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育てまで、各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

さらに、子育て家庭・こどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談支援、教育・保育や母子保健など、こどもとその家庭に対する一体的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

(4) 多様なニーズに対応した保育・教育の環境整備の充実

こどもの数が減少する中、母親の就労率の増加により、定期的な教育・保育サービスの利用が増加しました。また、フルタイムで勤務する家庭の増加により、長時間こどもを預けるための需要も高まっています。

本市では、これまでも、教育・保育環境の整備を計画的に進めてきたところですが、就業率の上昇が今後も見込まれる中、社会情勢や家族構成などの変化及び保護者の望む保育環境の多様化に伴う教育・保育のニーズの変化を的確に把握するとともに、保育士配置基準の見直しや乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの新たな保育需要等も把握し、これらに適切に対応できるよう、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことが求められています。

(5) こどもや子育て世帯の意見聴取の推進

こども基本法において、基本理念として、こどもが意見を表明する権利と意見の尊重を掲げ、こどもに関する施策を策定、実施、評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映していくこととされています。

こどもの権利について、広く周知・啓発に努める必要があることに加え、こどもが大切にされ、信頼されていると感じられることで、自分に自信を持ち、自分を好きだと思えるよう、こどもの意見が反映される取組みを進めていくことが必要です。

第 3 章 計画の基本理念と考え方

第3章 計画の基本理念と考え方

1 基本理念

あふれる笑顔 かがやく未来 こどもたちが主役のまち

(基本理念の考え方)

次代を担うすべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができる環境の整備が必要となります。また、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られなければなりません。合わせて、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、地域社会全体として様々なこども施策に取り組むことも重要です。

本計画では、加茂市第二期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

すべてのこどもや若者が主役となり、将来に希望を持って心豊かに育ち、合わせてその親が喜びや生きがいを感じながら子育てができる、笑顔があふれるまちの実現を目指します。

本市では、基本理念の実現に向けて、こども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、こども・若者の声を大切にしながら、関係者との連携により切れ目のない支援体制を構築し、こども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。



2 施策の体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、すべての子ども・若者を一体的に支援します。

基本目標Ⅰ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり

子どもの誕生前～ 幼児期 (0～6歳)	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 (2) 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実 (3) 質の高い幼児期の教育・保育の推進
------------------------------------	--

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに成長できるまちづくり

学童期・思春期 (6～18歳)	(1) こどもの学びを支えるための施策の推進 (2) こどもの心と体の健やかな育成 (3) こどもの居場所づくりの推進
----------------------------	--

基本目標Ⅲ 若者が自立できるまちづくり

青年期 (18～39歳)	(1) 若者の生活基盤の安定に向けた支援 (2) 若者の心と体の健全な育成
-------------------------	--

基本目標Ⅳ 子ども・若者のライフステージを通じた支援

すべての 子ども・若者	(1) こどもの権利の尊重 (2) 児童虐待防止対策等の推進 (3) 配慮が必要な子どもとその親への支援 (4) 「食育」の推進 (5) 多様な体験を通じた豊かな心の育成 (6) 子育てしやすい安全・安心な生活環境整備
------------------------	--

基本目標Ⅴ 子どもを育てる親を支えるまちづくり

子育て当事者	(1) 子育てに関する経済的な支援 (2) 子どもを取り巻く貧困対策の推進 (3) 子育てと仕事の両立支援 (4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
---------------	--

基本目標Ⅵ 地域で子育てを支えるまちづくり

子どもと子育て当事者を取り巻く環境	(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実 (2) 地域で子育て支援を推進する取組
--------------------------	---

第 4 章 施策の展開

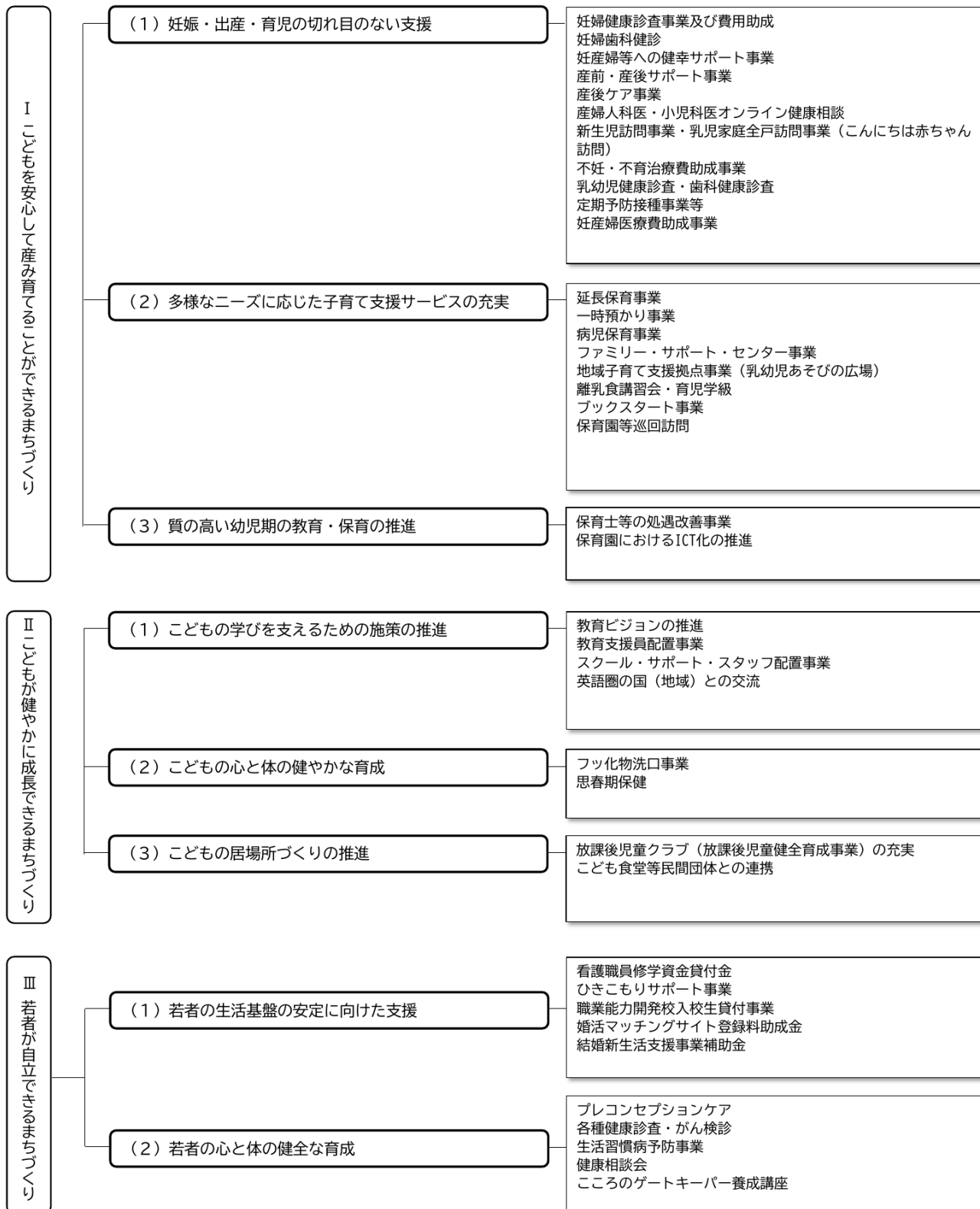
第4章 施策の展開

〈施策体系図〉

【基本目標】

【施策の方向性】

【主な関連事業等】



【基本目標】	【施策の方向性】	【主な関連事業等】
IV こども・若者のライフステージを通じた支援	(1) こどもの権利の尊重	人権教育の推進 こども・若者の意見の聴取
	(2) 児童虐待防止対策等の推進	児童虐待防止等ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実 児童虐待防止のための啓発 女性のための総合相談窓口の開設事業
	(3) 配慮が必要なこどもとその親への支援	療育教室 医療的ケア児等コーディネーターの配置 障がい児保育 ペアレントトレーニング 学校看護師配置事業 教育支援センター事業
	(4) 「食育」の推進	保育園等の給食、学校給食 食育推進事業 地区組織活動による普及啓発事業
	(5) 多様な体験を通じた豊かな心の育成	雇用対策事業（キャリア形成のための職業体験イベント） 公民館事業 図書館事業 民俗資料館事業 親子運動教室や各種総合スポーツ大会 ニュースポーツ大会
	(6) 子育てしやすい安全・安心な生活環境整備	防犯活動の推進 通学路・都市公園の安全点検 スクールバスの運行 交通安全教室の開催 デマンド交通の活用
V こどもを育てる親を支えるまちづくり	(1) 子育てに関する経済的な支援	未熟児養育医療給付事業 新生児聴覚検査費用の助成 予防接種費用助成 子ども医療費助成事業 就学援助事業 奨学資金貸付事業
	(2) こどもを取り巻く貧困対策の推進	児童扶養手当 保育料軽減 母子福祉対策支援事業（ひとり親家庭の父母） ひとり親家庭等医療費助成事業 生活保護 生活困窮者自立支援事業 子どもの学習・生活支援事業
	(3) 子育てと仕事の両立支援	両親学級（マタニティカフェ） パパとこどもの運動あそび（仮称）
	(4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実	子育て応援ガイドブック 子育て応援アプリ（母子も）
VI 地域で子育てを支えるまちづくり	(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実	子育て支援ボランティア等の育成事業（ファミリー・サポート・センター提供会員養成講座） 子育てサークルの活動支援
	(2) 地域で子育て支援を推進する取組	子育て応援パスポート 子育てイベントの開催 子育て・健康づくり拠点複合施設整備

1 基本目標Ⅰ こどもを安心して産み育てることができるまちづくり

現状と課題

こどもの健やかな成長のためには、妊婦やこどもの成長段階に応じた健康診査の充実、こどもの健全な発達についての支援を行うとともに、保護者が育児への不安感や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが必要です。

本市では、子育てしやすい環境を整えるため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施してきたところですが、このような状況を踏まえ、子育て家庭やこどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談支援、教育・保育や母子保健のより一層の充実が求められています。

また、乳幼児あそびの広場や保育園等での様々な機会を活用し、親子の交流や学習、相談支援の場を提供しているほか、保護者の仕事やリフレッシュなどを理由とした一時的な保育需要に対応するための「一時預かり」や地域住民の子育て相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」による支援など、一時的に支援が必要な場合のサービスも実施しています。

共働き世帯やフルタイムで勤務する家庭の増加により、未就学児童の定期的な教育・保育サービスの利用や長時間こどもを預けるための需要が高まっています。また、幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培う重要なものであることから、こどもが健やかに成長できるよう、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上の両面からの支援が必要とされています。

アンケート調査から、「定期的」に利用したい教育・保育の事業では、「認可保育所 42.1%」、「認定こども園 36.1%」、「幼稚園（通常の就園時間の利用） 35.4%」が上位を占めていることから、より利用しやすい事業の環境整備が求められます。これらのサービスの担い手となる保育士等の確保及び質の向上にも取り組み、安心して預けられる環境の整備に努めます。

また、本市においては、少子化や施設の老朽化にともない、適正な保育施設の整備や保育士の確保など公立保育園の整備を計画的に進めていく必要があります。

施策の方向性

（１）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- 安心して出産・子育てができるよう、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。
- 不妊や不育に悩む人への支援として、治療費の助成により経済的負担の軽減を図ります。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
妊婦健康診査事業及び費用助成	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査・計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた健康診査を行い、その費用を助成します。	こども未来課
妊婦歯科健康診査	妊娠中期頃に歯科健康診査を行い、異常の早期発見を行い、早期治療ができるよう支援します。	こども未来課
妊産婦等への健幸サポート事業	妊娠期から子育て期の女性がスポーツ・運動を習慣化するとともに育児不安等の軽減を行い、健康づくりを行います。	こども未来課
産前・産後サポート事業	妊産婦の育児を尊重するとともに、生活上の困りごとを軽減することや地域の母親同士の仲間づくりを促し、孤立感を軽減し、安心して育児に臨めるサポートを行います。	こども未来課
産後ケア事業	産後1年未満の母子が体調の回復や育児不安の軽減のため、宿泊や日帰り、訪問で産後の体調管理や育児サポート（授乳・沐浴・育児相談など）を受けることができます。	こども未来課
産婦人科・小児科オンライン健康相談	孤立感や不安感を抱く妊婦や産後1年未満の子育て世帯がSNSを活用してオンライン健康相談を実施し、悩みや不安の軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう支援します。	こども未来課
新生児訪問事業	生後4週間までの新生児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、母子の健康状態の把握や子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握し、必要な支援につなげます。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、母子の健康状態の把握や子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握し、必要な支援につなげます。	こども未来課
不妊・不育治療費助成事業	不妊治療・不育症検査治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用を助成します。	こども未来課
乳幼児健康診査・歯科健康診査	乳幼児の発育発達を確認し、異常の早期発見につなげ、親子の健やかな成長を支援します。同時に歯科健康診査、フッ素塗布を実施し、むし歯予防に取り組みます。	こども未来課
定期予防接種事業等	乳幼児、児童及び妊婦等の感染症予防に取り組みます。	こども未来課
妊産婦医療費助成事業	妊産婦に対して医療費の一部を助成し、自己負担の軽減と保健及び福祉の向上を図ります。	健康福祉課

(2) 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

- 共働き家庭が安心してこどもをあずけ、働くことができるよう、子育て家庭への保育等の支援の充実や多様化するニーズに柔軟に対応します。
- 親の就労の状況にかかわらず、子育て家庭の不安や負担感を軽減し、地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援の充実を推進します。
- 子育てに喜びを感じ、自信と余裕をもって臨めるよう、相談支援や正しい情報の普及啓発に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
延長保育事業	入所児童のうち、やむを得ない事情のため延長保育が必要な子どもについて、保育標準時間を超えて保育園で延長保育を実施します。	こども未来課
一時預かり事業	保育所等を利用していないこどもに対して、急な用事やリフレッシュしたい時などに、保育園で一時的に児童を預かります。	こども未来課
病児保育事業	満1歳から小学6年生の児童が、病気や病後であるため集団保育が困難で家庭で保育できない場合に、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育を行います。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の勤労者や主婦等を会員として、児童の預かりや送迎等の援助を受けたい者(依頼会員)と当該援助を行いたい者(提供会員)とが会員登録を行い、相互援助活動に関する連絡、調整等によりニーズに応じたサービスを提供します。	こども未来課
子育て支援拠点事業 (乳幼児あそびの広場)	就学前の児童を対象に交流の場の提供、子育て相談、情報提供、講習の実施等のほか、さらに母子保健と連携しながら、地域の子育て支援ニーズに合わせたサービスの企画開発、利用促進等を行い、育児不安の軽減を図るなど子育て支援の充実を図ります。	こども未来課
離乳食講習会・育児学級	各種健康教育や健康相談を実施し、知識の普及や発達相談、母子の交流等を支援しています。	こども未来課
ブックスタート事業	乳児健診での絵本のプレゼントをきっかけに、親子で絵本を開く楽しい体験を通じた愛着形成等を促します。	こども未来課
保育園等巡回訪問	公認心理士と保健師が市内の園を訪問し、保育士の相談に応じ、資質向上につなげます。	こども未来課

(3) 質の高い幼児期の教育・保育の推進

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、健やかな育ちを支える上で、とても重要であることから、発達段階に応じた適切な支援等を行うため、こどもに関わる保育士等の専門職の人材育成に取組み、質の担保及び向上に努めます。
- ICT の利活用により幼児期の教育・保育におけるこどもの情報の一元化を推進し、効率的な施設運営を図り、教育・保育サービスの充実と質の向上を図ります。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
保育士の処遇改善事業	少子化や共働き家庭の増加に伴い、保育士の需要が高まる中、独自の賃金改善を実施し、教育や保育に携わる人材確保や資質の向上を図ります。	こども未来課
保育園における ICT 化の推進	ICT の活用により、効率的な施設運営を図り、保育業務に注力しやすい環境づくりによって、保育の質の確保・向上を目指します。	こども未来課

2 基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長できるまちづくり

現状と課題

核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。自分の生まれ育った地域以外で生活をしている家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。また、こどもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。

共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブ等の利用者は増加傾向です。アンケート調査による利用意向は小学校低学年で 33.7%、高学年で 17.1%となっています。

こどもの健やかな成長には、地域の大人や友だちと関わり合いながら、様々な体験活動などを通して、生活習慣や学習習慣を身につけるとともに、コミュニケーション能力や好奇心を育みながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことが重要です。こどもが放課後安全に過ごすために、適切な遊び及び生活の場を提供できるように環境の整備を行うことが必要です。

本市の学校教育においては、教育ビジョンに基づき総合的な学力向上を図っています。読書活動や体験活動を充実させ、子どもの創造性や社会性を育むための多様な活動の場を提供しています。さらに体験型の学習機会を活用し、将来の自立や社会での活躍に向けたキャリア形成に積極的に取り組んでいます。

また、いじめや不登校対策については、支援体制の充実や関係機関との連携強化を図り、自分と他者の大切さを認識できるような教育体制が必要です。

今後も、地域社会全体でこどもの学び、心と体の成長を支えていく取組みが求められます。

施策の方向性

(1) こどもの学びを支えるための施策の推進

- こどもの最善の利益が尊重され、こどもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できるひとづくりを推進します。
- こどもが安心して学ぶことができるよう、こどもの特性に配慮した学びの保障に努めます。
- こどもたちの多様な体験や地域ボランティアとの交流を通じて学びを深め、地域社会とのつながりを強化します。また、外国語教育を充実させ、グローバルな視野を持つこどもの育成をめざします。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
教育ビジョンの推進	教育ビジョン(教育大綱)に基づく教育を推進します。	学校教育課 庶務課

教育支援員配置事業	児童生徒の健やかな成長に資するため、教育支援員を小中学校へ適正に配置し、学習や学校生活に配慮を要する児童生徒への支援を行います。	学校教育課 庶務課
スクール・サポート・スタッフ配置事業	教職員の負担軽減を図り、教職員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるようにスクール・サポート・スタッフを配置し、学校業務を支援します。	学校教育課
英語圏の国（地域）との交流	ニュージーランドとの教育交流を目指し、英語教育の振興を推進します。	総務課

（２）こどもの心と体の健やかな育成

- 保育園等や学校、地域を通じて、喫煙や飲酒、薬物のリスクについて正しい知識を提供し、予防に努めます。
- 思春期における心と体の健康づくりを推進し、相談・支援体制の強化に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
フッ化物洗口事業	4、5歳児及び小学生を対象にフッ化物洗口を実施し、歯質の強化を図り、むし歯予防を推進します。	こども未来課 学校教育課
思春期保健	思春期講演会、指導者研修、妊娠・出産支援教材貸出を実施します。	こども未来課

（３）こどもの居場所づくりの推進

- こどもが放課後や休日等も安心して過ごせる居場所・遊び場の確保を進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体でこどもを見守るコミュニティづくりを推進します。
- 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人が参加するよう支援するとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	小学校に就学する１年生から６年生までの児童が保護者の労働などにより、昼間家庭にいない児童（小学生）を、放課後に小学校の余裕教室などで保育を実施します。	学校教育課
こども食堂等民間団体との連携	地域における自発的な活動が継続的に実施できるよう、情報提供などの活動支援に努めます。	こども未来課

3 基本目標Ⅲ 若者が自立できるまちづくり

現状と課題

若者やその家族の悩みや不安に対する相談体制を強化し、若者の視点に立った、多様な価値観・考え方が許容される地域づくりが必要です。また、就労による所得の確保や家計改善など、経済的な安定につながる取組みを活用し、若い世代の自立を支援します。

また、近年、国際的な調査では、こども・若者の“Well-being”※の低さがうかがわれる結果が出ています。バランスよく“Well-being”を高めていくことが求められる中、本市においては、その一助として、ライフステージに応じた健康増進に取り組めます。

※Well-being：身体的・精神的・社会的に良好な状態（子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部））

施策の方向性

（１）若者の生活基盤の安定に向けた支援

- 若者が自立した生活が実現できるよう、経済的な支援に努めます。
- ひきこもりや自殺を防止するために、悩みや不安を抱える若者とその家族に対する相談体制を充実します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
看護職員修学資金貸付金	看護職員として働く意思があり、看護師等学校養成所に在学している者に修学資金を貸与し、経済的支援を実施します。	健康福祉課
ひきこもりサポート事業	市民向け講演会を開催するなど、ひきこもり問題の啓発を図ります。	健康福祉課
職業能力開発校入校生貸付事業	職業能力開発校の入校生に貸付を行うことにより、雇用機会の促進を図ります。	商工観光課
婚活マッチングサイト登録料助成金	結婚を希望する方を支援するため、新潟県が運営するマッチングサイトへの登録料の1/2を助成します。	政策推進課
結婚新生活支援事業補助金	夫婦共に39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用などを補助します。	政策推進課

（２）若者の心と体の健全な育成

- 若者が心身の健康を保持増進できるよう、健康づくりのための保健事業の普及啓発に努めます。
- こころの健康づくりを積極的に推進し、自殺予防に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
プレコンセプションケア	ライフプランの実現や将来の健やかな妊娠・出産の選択につながるよう、早期からの人生設計を考える機会をつくるとともに健康的な生活を送れるように正しい知識を普及します。	こども未来課
各種健康診査・がん検診	若い世代からの健康づくりを推進するために、特定健康診査や子宮がん検診を実施します。	健康福祉課
生活習慣病予防事業	糖尿病重症化予防対策として、糖尿病予防講演会や糖尿病講座を実施します。	健康福祉課
健康相談会	こころの不調や生活習慣病予防等に関する相談に応じ、こころと身体の健康づくりを推進します。	健康福祉課
こころのゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー（命の門番）を養成し、悩んでいる人の孤立化防止に取り組みます。	健康福祉課

4 基本目標Ⅳ こども・若者のライフステージを通じた支援

現状と課題

こどもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その多様な人格・個性が尊重されるとともに、権利が保障されるべき存在です。すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができ、こどもの最善の利益が図られるよう、こどもを含めたすべての市民が、こどもの人権の尊重やその必要性について理解を深められるよう、周知・啓発が必要です。

また、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現を目指していくことが必要です。本市では、障がいの有無にかかわらず地域で共に育つことができるよう、加茂市障がい者福祉計画に基づき普及・啓発を行っています。さらに、医療的ケア児等については、学校や保育園等で受け入れる場合は、必要に応じて看護師や支援員の配置をしています。今後も必要な支援の多様化が見込まれることから、支援体制を整えていく必要があります。

近年、児童虐待の相談対応件数、不登校・いじめ等の相談が増加傾向となっています。また、令和6年6月改正の「子ども・若者育成支援推進法」では、ヤングケアラーについて、支援の実施に努めるべき対象として明記されました。

本市で実施した小中学生の保護者へのアンケート結果において、ヤングケアラーに対する必要な支援として、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」(54.9%)、「学校に相談窓口があること」(52.8%)といずれも5割を超えています。ヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、相談しやすい環境づくりが求められます。

こどもの成長に応じて栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身につけることは、将来の健康づくりにおいて重要です。妊娠中から食生活の知識・技術の取得を促すとともに、保育園等や学校、家庭・地域が連携して食の大切さや重要性への理解を深め、健全な食習慣を身につけられるよう、食育の普及・啓発を推進することが必要です。

より一層、すべてのこどもや子育て家庭が安全・安心して過ごせるよう、状況に応じた適切な支援を実施し、子育てに優しいまちづくりに取り組む必要があります。

施策の方向性

(1) こどもの権利の尊重

- こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発に取り組みます。
- お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育の充実に努めます。
- こども・若者が自ら意見を形成して表明し、社会に参画できるよう、意見を表明しやすい場や環境づくりを行います。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
人権教育の推進	人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくり、行動力を身につけることができるよう人権教育に努めます。	学校教育課
こども・若者の意見の聴取	様々な機会を活用して、アンケートやインタビュー等により、こども・若者の意見聴取に努めます。	こども未来課

(2) 児童虐待防止対策等の推進

- 要保護児童対策地域協議会の体制の充実を図り、関連機関が連携して適切に支援します。要保護児童等の情報共有を強化し、切れ目のない支援を行います。
- 保護者からの児童虐待や、こども・若者が家族の介護、看護を行うヤングケアラーなどの課題に対し、関連団体や専門機関と連携しながら、適切に支援します。
- こども・若者が困った時に自発的に助けを求めることができるよう、相談窓口や電話での相談サービスの周知・啓発に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
児童虐待防止等ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実	要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関と必要な情報の交換を行うとともに、支援内容の協議を行い、虐待の早期発見、重症化予防に取り組みます。	こども未来課
児童虐待防止のための啓発	児童虐待防止推進キャンペーン期間である11月を中心に子育てに悩んだときの相談先や体罰によらない子育て及び虐待を発見したときの通告先について広く周知を実施することにより、児童虐待の未然防止及び早期発見を図ります。併せて児童虐待に関する研修会の開催や出張講座の実施、ヤングケアラーの周知など、より効果的な啓発に取り組みます。	こども未来課
女性のための総合相談窓口の開設事業	女性の抱える金銭的トラブル等の解消に向け、各種関係機関や適切な法的手続きの紹介を行い、問題解決を図ります。	総務課

(3) 配慮が必要なこどもとその親への支援

- 配慮が必要なこどもが日常生活や学習において必要な支援を受けられるよう、体制整備に取り組みます。
- 支援サービスの質を向上させ、配慮が必要なこどもとその家族が安心して暮らせる社会を目指します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
療育教室	遊びを通して親子の愛着形成及びことばを育み成長・発達を促す集団教室と就学へ向けての個別対応の教室を実施します。	こども未来課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児等が安心して生活できるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援体制の整備を進めます。	こども未来課
障がい児保育	保育が必要で集団保育が可能な障がい児を受け入れ、集団生活を体験する中で、個々に応じた発達発達を支援します。	こども未来課
ペアレントトレーニング	子育てに悩みや不安を感じている保護者を対象に、こどもとの関わり方・声の掛け方を学び健全な親子関係を形成し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の仲間づくりを支援、孤立感等の軽減を図ります。	こども未来課 学校教育課
学校看護師配置事業	学校看護師を配置し、教育を行う体制の拡充を図り、医療的ケア児等及びその家族に対する支援を行います。	学校教育課
教育支援センター事業	不登校児童生徒の通室する加茂市教育支援センターやすらぎを設置し、小中学校巡回相談、家庭訪問、電話相談、オンライン相談に加え、義務教育終了後のフォローアップ相談を行います。	学校教育課

(4)「食育」の推進

- 保育園等や学校、家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食の大切さ重要性を理解し、健全な食習慣を身につけられるよう、食育の普及・啓発活動に取り組みます。
- こどもの成長にあわせた栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身につけることができるよう、妊娠中から食生活の知識・技術の取得を促します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
保育園等の給食、学校給食	日々の給食を生きた教材として活用し、食の大切さへの理解を深め、生涯を健康に過ごすための基盤づくり及び知識と技能の習得に努めます。	こども未来課 学校教育課
食育推進事業	市内幼保育園や教育機関等と連携し、食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着を図ります。	こども未来課 健康福祉課
地区組織活動による普及啓発事業	地区組織と連携して、健全な食習慣を身につけられるよう、食育の普及・啓発活動に取り組み、こどもの健やかな成長のための環境づくりに努めます。	健康福祉課

(5) 多様な体験を通じた豊かな心の育成

- 将来のキャリア形成に向けて、様々な仕事を楽しみながら学べる機会を提供します。
- 配慮が必要な人等への理解が深められるよう、学習の機会を提供します。
- スポーツ教室や体育行事の開催、活動場所の提供などの支援に努め、健やかに育つための多様な活動を推進します。
- 次世代を担うこどもたちと読書を結びつける機会が豊かになるよう、家庭・学校・地域と連携し、図書館の利用促進と読書活動を支援します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
雇用対策事業	こどもを対象とした職業体験イベント等を実施し、自身のキャリア形成等への動機づけを促進します。	商工観光課
公民館事業	幅広い世代と地域を対象に「市民大学講座」「教養講座」等多様な学びの機会を提供し、キャリア形成に努めます。	社会教育課
図書館事業	ブックトークや絵本の読み聞かせ会、きつず DAY 等を開催し、こどもに優しく、親子や学生が利用しやすい図書館づくりに努めます。	社会教育課
民俗資料館事業	市の歴史や文化を紹介する展示や事業を実施し、ふるさと加茂への郷土愛を育む取り組みを推進します。	社会教育課
親子運動教室や各種総合スポーツ大会	親子運動を通じて信頼関係を深め、家庭内でのコミュニケーションの向上を図ります。 競技スポーツを通じて、論理的思考力や問題解決能力の向上に寄与します。	スポーツ振興課
ニュースポーツ大会	モルック等のニュースポーツを通して、仲間との協力や対話などの社会的スキルの向上や、地域住民等の交流により、貢献意識を高めます。	スポーツ振興課

(6) 子育てしやすい安全・安心な生活環境整備

- 地域のインフラ等を定期的に点検し、不具合発生箇所や危険箇所の修繕を適切に実施します。
- こども・若者や住民全体が安心・安全に生活できる環境づくりを推進します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
防犯活動の推進	こどもの見守りや通学路の安全点検・パトロール等を通じて、こども・若者が犯罪等に巻き込まれることがないように、安全で安心な地域づくりに努めます。	総務課

通学路・都市公園の安全点検	こどもが日常的に活動する場の不具合箇所や危険箇所を点検し、安全な環境整備に努めます。	学校教育課 建設課
スクールバスの運行	こどもが安全に通学できる環境を整え、遠距離通学や交通事情による負担を軽減します。	庶務課
交通安全教室の開催	市内保育施設等の5歳児を対象に、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を身につける教室を実施し、交通事故防止に寄与します。	環境課
デマンド交通の活用	「子ども自身が公共交通に親しみを持って利用する」 「子どもだけで安心して公共交通を利用できる」環境を整備し、こどもの送迎を公共交通が担うことで、忙しい子育て世代の負担軽減を図ります。	環境課

5 基本目標Ⅴ こどもを育てる親を支えるまちづくり

現状と課題

子育て家庭に対する経済支援として、児童手当、高校生相当年齢までのこどもの医療費助成などを行っています。

本市において実施したニーズ調査の結果によると、「現在、または将来的にあると良いと思う支援」では、「生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）」の割合が 50.7%を超えており、このような状況を踏まえ、子育て世帯が安心して子育てができるよう、引き続き、経済的な支援を行います。

貧困は、こどもが生活面や学習面などで不利な状況に置かれ、人生における選択の可能性が制約されることにより、将来的に貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」につながる恐れがあります。

小中学生の保護者に行ったアンケート調査においても、経済的に困窮している世帯ほど、「家族旅行ができなかった」「学習塾や習い事に通えなかった」など、こどもの体験や学習の機会の確保が難しくなっている傾向がみられます。

貧困の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となるものです。

本市においては、生活に困窮している家庭などに対して、経済的な支援や就労支援を実施してきたところですが、今後も引き続き経済的な支援を実施していくとともに、学習や体験の機会の確保など、貧困による格差をなくし、すべてのこどもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの推進においては、国の施策として男女共同参画や働き方改革が進む中、母親の育児休業取得率は増加する一方で、父親の取得率は母親に比べて低く、育児休業を取りにくい職場環境も影響していると考えられます。保護者が子育てと仕事との調和を図り、協力して子育てをする環境づくりを推進します。

施策の方向性

（１）子育てに関する経済的な支援

- 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るとともに、就労支援など多岐にわたる経済的支援の充実に取り組みます。
- こどもを育てるすべての家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
未熟児養育医療給付事業	医師により未熟児と診断された乳児の入院に要する医療費と食事代の一部を助成し、自己負担の軽減と保健及び福祉の向上を図ります。	こども未来課

新生児聴覚検査費用の助成	聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。そのため、聴覚障害の早期発見、早期治療につなげます。	こども未来課
予防接種費用助成	乳幼児及び学童のインフルエンザ予防接種、ムンプス（おたふくかぜ）ワクチン予防接種費用を助成し、経済的支援を実施します。	こども未来課
子ども医療費助成事業	高校卒業までの児童の保護者に対して医療費の一部を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、保健及び福祉の向上を図ります。	健康福祉課
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費等を支給することにより義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
奨学資金貸付事業	経済的理由により就学が困難な状況にある学生に対して、学資金を貸与し、教育機会の均等を図ります。	学校教育課

（２）こどもを取り巻く貧困対策の推進

- 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために、各種手当などの経済的支援を行うとともに、保護者やこどもの生活支援、就労支援など、家庭やこどもの状況に応じて適切に支援します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
児童扶養手当	離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している父または母、養育者に対して手当を支給します。	こども未来課
保育料軽減	市民税所得割額から「16 歳未満のこどもの人数×19,800 円」を控除し、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	こども未来課
母子福祉対策支援事業	ひとり親家庭の父母を対象に、教育訓練のための給付や高等職業訓練促進のための給付を行い、自立を支援します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を助成し、自己負担の軽減と保健及び福祉の向上を図ります。	健康福祉課
生活保護	生活困窮世帯を援助し、自立を支援します。	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至るおそれのある世帯を対象に、相談・自立を支援します。（社会福祉協議会への委託事業）	健康福祉課

子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯やひとり親世帯などの事情をかかえる児童に対し、学習等の支援を行います。(社会福祉協議会への委託事業)	健康福祉課
---------------	--	-------

(3) 子育てと仕事の両立支援

- 保護者が子育てと仕事との調和を図り、協力して子育てができるよう、教室やイベント等の開催により意識啓発等を図ります。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
両親学級（マタニティカフェ）	妊娠・出産・育児に伴う正しい情報を提供し、妊婦が安心して出産や育児に取組めるよう支援し、父親も妊娠～産褥期についての知識を知ることによって積極的な育児参画を促し、妊娠期からの仲間づくりと合わせて、出産後の子育ての孤立を予防します。	こども未来課
パパとこどもの運動あそび（仮）	乳幼児あそびの広場において、パパならではの遊びや体の動きを通して、育児への参画やこどもとの愛着形成を支援します。	こども未来課

(4) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

- 全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、身近な場で気軽に相談できる環境を整えらるとともに、必要な情報が行き届くよう ICT 等を活用した体制整備に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
子育て応援ガイドブック	妊娠期から子育て期まで使えるサービスや相談、支援などの情報を提供し、安心して出産、子育てができるよう応援します。	こども未来課
子育て応援アプリ（母子モ）	乳幼児健診や予防接種等のスケジュール管理など、子育てに必要な情報を効果的に発信し、子育て世代への情報提供を行います。	こども未来課

6 基本目標Ⅵ 地域で子育てを支えるまちづくり

現状と課題

子育て家庭の不安や負担感、孤立感の軽減には、当事者が地域とつながるとともに、地域の人々が子育て支援に理解を深め、地域で子育てを支える機運の醸成が不可欠です。地域を巻き込んだイベントの開催や子育て応援パスポートの普及、ファミリー・サポート・センター事業における提供会員（子育てをお手伝いしたい人）の養成など、子育てへの理解と支援が広がる事業を積極的に実施することが必要です。

また、アンケート結果から、「今後充実させてほしい施設」について、「大きな室内の遊び場」の割合が78.3%で最も高く、こどもが自由に遊べる場所を求める声が多くあがっています。親子で遊び、交流できる子育て拠点となる施設の整備が必要です。

今後も、地域の関係機関との連携を深めるとともに、こどもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整えることが重要です。

施策の方向性

（１）地域における子育て支援ネットワークの充実

- 地域の子育て支援者を増やし、支え合いを通じて子育ての悩みを共有し解決できるよう、仕組みづくりを推進します。
- 地域の子育て支援団体やサークル、ボランティア等と連携し、幅広い世代の交流の促進に努めます。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
子育て支援ボランティア等の育成事業	ファミリー・サポート・センター提供会員養成講座の開催を通して、育児への理解を深め、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に寄与します。	こども未来課
子育てサークルの活動支援	子育てサークルの活動が活発かつ円滑にできるよう支援し、地域とのつながりの促進に努めます。	こども未来課

（２）地域で子育て支援を推進する取組

- 世代を超えた交流やイベント等を通じて、地域で子育てを支える機運の醸成を図ります。
- 子育て支援と健康づくりの拠点となる複合施設を整備し、地域全体の健幸を推進します。

〈主な関連事業等〉

事業名	事業概要	担当課
子育て応援パスポート	市内の企業・商店と市が連携して、企業・店舗等が独自に設定し提供する割引などの特典により子育て世帯を応援します。(新潟市、新発田市、胎内市、聖籠町、田上町との連携)	こども未来課
子育てイベントの開催	地域住民を対象に、子育て支援事業等に関する情報を広く周知し、多世代間のコミュニケーションを深めるための機会を提供し、子育て家庭を地域で支援する機運を醸成します。	こども未来課
子育て・健康づくり拠点複合施設整備	全世代の住民の心と体の健康づくりを一体的に推進し、健幸まちづくりに寄与します。	こども未来課

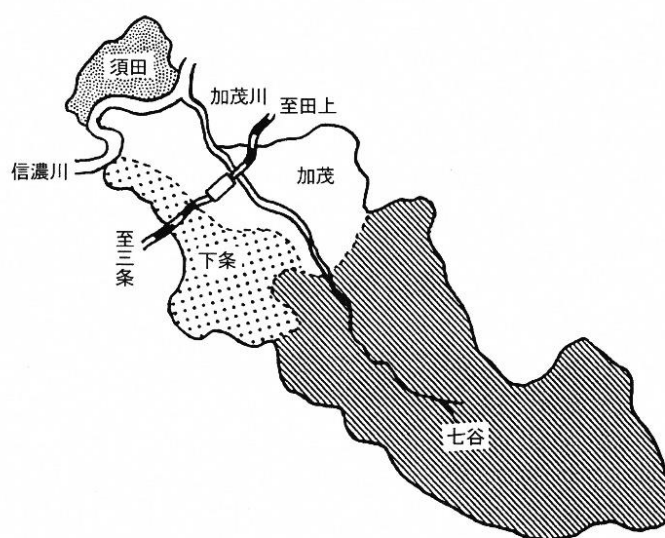
第 5 章 子ども・子育て支援事業の実績と実施計画

第5章 子ども・子育て支援事業の実績と実施計画

1 教育・保育の提供区域

本計画の策定時に、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

そのため、本市ではこれらの条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域について市内全域を1区域とし、取り組みを進めます。



(資料) 加茂市

2 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は、各年度における区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みの算出に当たっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、ニーズ調査結果から算出した利用意向に、推計される児童数を乗じた数値を基本とします。

しかしながら、算出される数値が実際の利用見込みより大きく算出される傾向にあるため、本計画においては、実際の利用実績等に基づき、補正を行いました。

3 幼児期の教育・保育の量の見込み

〈保育の必要性の認定〉

本市に居住する子どもについて、保育園、幼稚園、認定こども園等の利用状況に利用希望を踏まえて、次の区分で設定します。

保育の認定区分

認定区分	年齢	子ども・子育て支援法	認定要件
1号認定	3～5歳	第19条1項1号に該当	幼児期の教育のみに該当
2号認定		第19条1項2号に該当	保育の必要性に該当
3号認定	0～2歳	第19条1項3号に該当	

◆実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)	598 人	572 人	565 人	545 人	537 人
	確保量	961 人	961 人	961 人	961 人	961 人
実績	年度末(b)	661 人	636 人	621 人	603 人	536 人
1号認定	幼稚園	125 人	129 人	131 人	128 人	117 人
	0歳児	48 人	41 人	52 人	58 人	38 人
2号認定	幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	保育園	307 人	293 人	291 人	274 人	242 人
3号認定	0歳児	48 人	41 人	52 人	58 人	38 人
	1・2歳児	181 人	173 人	147 人	143 人	139 人
計画比(b/a)		110.5%	111.2%	109.9%	110.6%	99.8%

◆量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 合計		519 人	490 人	483 人	449 人	425 人
1号認定	1号認定	79 人	68 人	76 人	55 人	51 人
	2号認定	8 人	8 人	7 人	7 人	6 人
2号認定	学校教育	8 人	8 人	7 人	7 人	6 人
	保育園	260 人	251 人	241 人	232 人	219 人
3号認定	0歳児	38 人	36 人	35 人	34 人	33 人
	1歳児	66 人	63 人	61 人	60 人	57 人
	2歳児	68 人	64 人	63 人	61 人	59 人
確保方策 合計		749 人	629 人	629 人	629 人	629 人
幼稚園		85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
保育園		642 人	522 人	522 人	522 人	522 人
地域型保育		22 人	22 人	22 人	22 人	22 人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごとなどに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように情報の提供や支援の紹介などを行う事業です。

こども未来課内に「こども家庭センター型（旧母子保健型）」、乳幼児あそびの広場に「基本型」を開設しています。

今後は、令和7年度中に「地域子育て相談機関型」の開設を進め、順次増設を目指します。

◆実績

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量		0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保量	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		母子保健型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績	実施個所合計		0 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
	区分別	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
		母子保健型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	—
		こども家庭センター型	—	—	—	—	1 か所

◆量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	地域子育て相談機関	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	地域子育て相談機関	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、保育標準時間を超えて保育園で延長保育を実施する事業です。

◆実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)	48 人	46 人	46 人	44 人	44 人
	確保量	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
実績	年度末(b)	52 人	47 人	47 人	47 人	38 人
計画比(b/a)		108.3%	102.2%	102.2%	106.8%	86.4%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44 人	43 人	41 人	40 人	38 人
確保方策	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(3) 実費徴収に係る補足給付事業（新規事業）

低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られることを目的としています。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(4) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)	390 人	394 人	380 人	356 人	334 人
	確保量	430 人	430 人	430 人	430 人	430 人
		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
実績	年度末(b)	280 人	203 人	191 人	240 人	269 人
計画比(b/a)		71.8%	51.5%	50.3%	67.4%	80.5%

※西小の閉校による

◆量の見込み

これまで小学1年生から4年生までとしていた利用対象を、令和7年度から小学6年生までに拡大し、事業の充実を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		243 人	220 人	196 人	175 人	154 人
1～3年生	1～3年生	160 人	147 人	134 人	123 人	108 人
	1年生	58 人	56 人	50 人	45 人	37 人
	2年生	55 人	51 人	48 人	44 人	40 人
	3年生	47 人	40 人	36 人	34 人	31 人
4～6年生	4～6年生	83 人	73 人	62 人	52 人	46 人
	4年生	31 人	25 人	21 人	19 人	18 人
	5年生	26 人	23 人	19 人	15 人	14 人
	6年生	26 人	25 人	22 人	18 人	14 人
確保方策		280 人	280 人	280 人	280 人	280 人
		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(5) 子育て短期支援事業【ショートステイ】(新規事業)

保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、疾病や仕事などにより、児童の養育が一時的に困難になった場合に短期間の宿泊預かりを行う事業です。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0 人日	0 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策	0 人日	0 人日	20 人日	20 人日	20 人日
	0	0	1か所	1か所	1か所

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態の把握や子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
見込み量(a)	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
年度末実績(b)	111 人	88 人	87 人	86 人	80 人
計画比(b/a)	85.4%	67.7%	66.9%	66.2%	61.5%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
確保方策	出生連絡票を出したすべての家庭を訪問し、全数把握を行います。 実施機関：こども家庭センター 実施体制：在宅助産師・保健師等による家庭訪問				

(7) 養育支援訪問事業

育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言などを行うことにより、適切な養育を支援する事業です。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
見込み量(a)	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
年度末実績(b)	11 人	18 人	4 人	11 人	12 人
計画比(b/a)	36.7%	60.0%	13.3%	36.7%	40.0%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
確保方策	地域で孤立していたり、こどもの用意期に課題があったりする家庭の把握に努め、児童と保護者への支援の充実を図ります。 実施機関：こども家庭センター 実施体制：在宅助産師・保健師等による家庭訪問				

(8) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（新規事業）

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的としています。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

(9) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
確保方策	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日

(10) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
確保方策	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人

(11) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
確保方策	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

(12) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、核家族や少子化の進行にともない、保護者が抱えがちな負担感や孤立感を軽減するため、気軽に親子の交流や、育児相談とともに、子育てに関する情報提供を行う事業です。

◆実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)	900 人回	900 人回	900 人回	900 人回	900 人回
	確保量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績	年度末(b)	305 人回	305 人回	327 人回	346 人回	376 人回
計画比(b/a)		33.9%	33.9%	36.3%	38.4%	41.8%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	400 人回	430 人回	450 人回	450 人回	450 人回
確保方策	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所

(13) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

① 幼稚園型【新規事業】

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71 人日	68 人日	66 人日	65 人日	62 人日
確保方策	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 保育園型

◆実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)	540 人日	523 人日	507 人日	492 人日	477 人日
	確保量	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日
		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績	年度末(b)	239 人日	215 人日	134 人日	177 人日	101 人日
計画比(b/a)		44.3%	41.1%	26.4%	36.0%	21.2%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	142 人日	136 人日	132 人日	129 人日	124 人日
確保方策	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(14) 病児保育事業

病気や病後であるため集団保育が困難なこどもで保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。加茂市は病児・病後児対応型施設です。

◆実績

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)		180 人日	210 人日	210 人日	240 人日	240 人日
	確保量	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保数	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日	1,440 人日
年度末実績(b)			53 人日	76 人日	123 人日	198 人日	200 人日
	加茂市・田上町以外（再掲）		4 人日	18 人日	4 人日	19 人日	20 人日
計画比(b/a)			29.4%	36.2%	58.6%	82.5%	83.3%

※実績には加茂市、田上町以外の住民を含む

◆量の見込み

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			210 人日	210 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保方策	施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保数		720 人日	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日

(15) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等のこどもをもつ子育て中の労働者や主婦等を会員として、こどもの預かりや家事支援などの援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

◆実績

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
計画	見込み量(a)		－	－	－	30 人日	120 人日
	確保量	施設数	－	－	－	1 人日	1 人日
		提供量	－	－	－	60 人日	720 人日
実績	年度末提供量(b)		－	－	－	0 人日	70 人日
	＊依頼会員数		－	－	－	1 人日	25 人日
	＊提供会員数		－	－	－	11 人日	25 人日
	＊両方会員数		－	－	－	0 人日	2 人日
計画比(b/a)			－	－	－	0.0%	58.3%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
確保方策	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日

(16) 妊婦健診事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた健康診査を行う事業です。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
見込み量(a)	1,750 人回	1,750 人回	1,750 人回	1,750 人回	1,750 人回
年度末実績(b)	1,251 人回	1,162 人回	1,116 人回	900 人回	900 人回
計画比(b/a)	71.5%	66.4%	63.8%	51.4%	51.4%

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900 人回	900 人回	900 人回	900 人回	900 人回
確保方策	実施場所：各医療機関 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回				

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊産婦を対象に、面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。

令和7年度から、子ども・子育て支援事業に位置付けられます。

◆実績

・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	妊娠届出数	80 件	80 件	80 件	80 件	80 件
	1組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施合計回数	240 回	240 回	240 回	240 回	240 回
確保方策 (こども家庭センター)		240 回	240 回	240 回	240 回	240 回

(18) 産後ケア事業（新規事業）

出産後、母親の育児不安や負担感の軽減を図り、安心して子育てに向き合えるよう、支援を必要とする母子へ助産師等の専門職が育児指導支援及び相談等を行う事業です。

令和7年度から、子ども・子育て支援事業に位置付けられます。

◆実績

- ・令和7年度からの事業であるため、実績はありません。

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
確保方策	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人

(19) 乳児等通園支援事業〈こども誰でも通園制度〉（新規事業）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育施設等に在籍していない児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。令和8年度のから本格実施となる予定です。

今後、実施に向けて、意向の把握や検討に努めます。

5 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

地域の教育・保育施設等の利用状況を把握するとともに、認定こども園への円滑な移行に必要な情報を提供し、移行を支援します。

今後も、国の子育て支援施策や私立園の意向を勘案しながら、将来的な園児数の推移や保護者の教育・保育ニーズを踏まえて認定こども園の普及に努めます。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、健やかな育ちを支える上で、とても重要であり、発達段階に応じた適切な支援のためには、質の高い教育・保育の提供が求められます。

質の高い教育・保育を提供するためには、こどもに関わる保育士等の専門職の質の担保及び向上が欠かせません。

しかし、直面する保育士等の不足が課題となる中、事務作業等に追われるなど、本来業務を圧迫し、自己研鑽や施設内外への研修参加などに制約が生じている状況です。

本計画においては、ICTの利活用により幼児期の教育・保育におけるこどもの情報の一元化を推進し、効率的な施設運営を図るとともに、保育士等への研修を通じて人材育成に努め、教育・保育サービスの充実と質の向上を図ります。また、引き続き保育士等の人材確保に努めます。

6 子育て支援施設の状況

当市のこども・子育て支援にかかわる施設の状況です。

(1) 保育園

	公私	所在	定員
西加茂保育園※	公立	栄町	120 人
加茂西宮保育園	公立	青海町 1 丁目	90 人
芝野保育園	公立	柳町 2 丁目	90 人
下条保育園	私立	中村	20 人
宝が丘保育園	私立	八幡 1 丁目	65 人
七谷保育園	私立	大字黒水	20 人
加茂新田保育園	私立	大字加茂新田	60 人

※西加茂保育園は、令和 7 年度末に閉園予定

(2) 幼稚園

	公私	所在	定員
加茂白百合幼稚園※	私立	寿町	75 人
加茂葵幼稚園	私立	松坂町	25 人
加茂テモテ・ルーテル幼稚園	私立	新町 2 丁目	15 人

※白百合幼稚園は、令和 7 年度から認定こども園へ移行

(3) 認定こども園

	公私	所在	定員
本量寺こども園	私立	五番町	100 人
須田保育園	私立	大字前須田	50 人

(4) 地域子育て支援センター

	公私	所在
乳幼児あそびの広場	公立	神明町2丁目
母子健康センターあそびの広場	公立	幸町2丁目

(5) 母子保健施設

	公私	所在
母子健康センター	公立	幸町2丁目

7 今後の施設整備

母子健康センターの老朽化対応及びあそびの広場機能の充実による子育て交流の拠点化を図るとともに、これまで当市に設置がなかった保健センターの機能を持たせることで、すべての市民に対する子育て・健康づくりの総合拠点となる複合施設の設置を計画的に進めます。

第 6 章 計画の推進

第6章 計画の推進

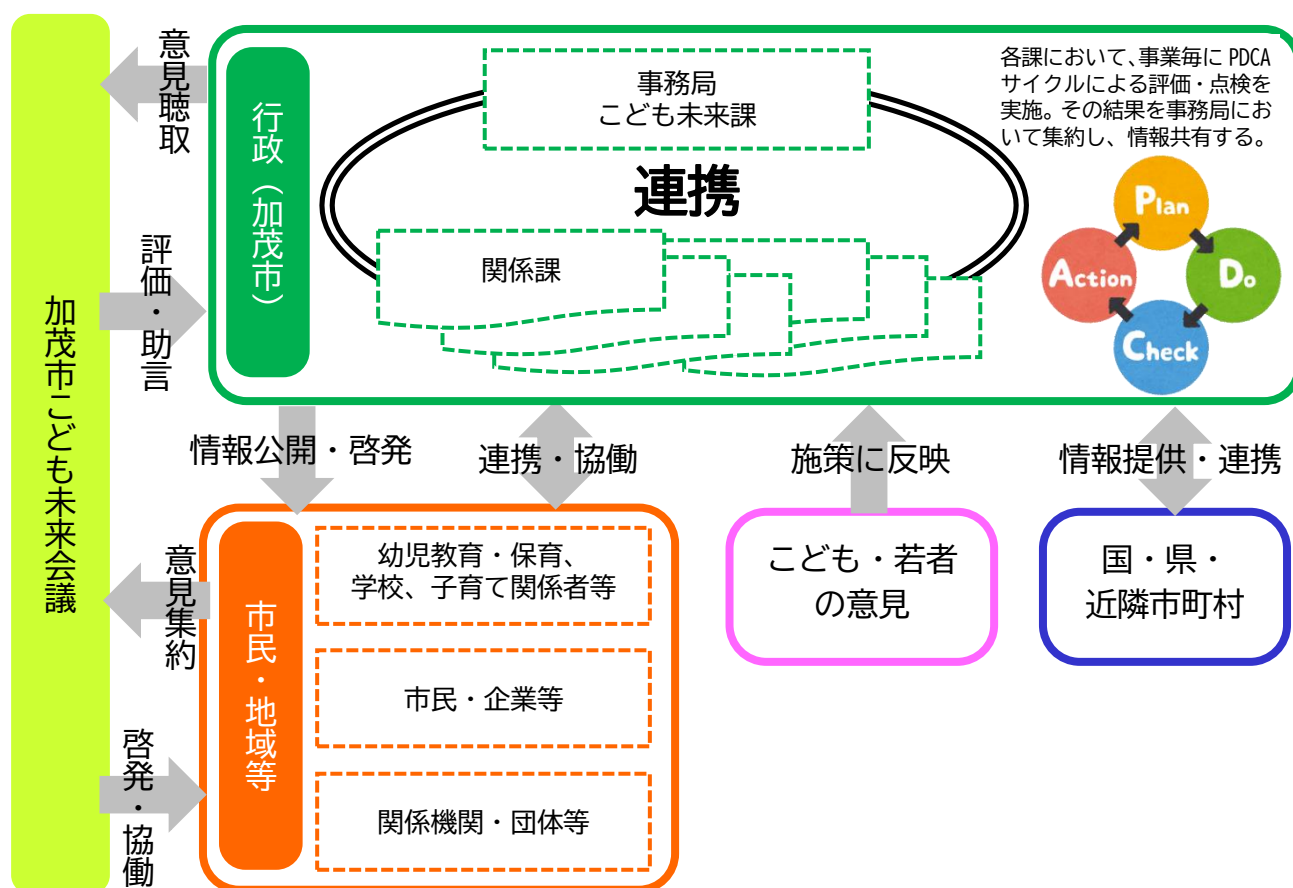
1 計画の推進体制

こども・若者、子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業などを含めて地域社会全体で連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。

合わせて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者、子育て支援に関わる様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

◆ 計画の推進体制 （概念図案）



2 計画の進行管理

本計画の進行を適切に管理するため、PDCAサイクルに基づき、基本目標、個別事業ごとに毎年度点検、評価を行います。

個別事業の進行管理については、利用者の視点に立ち、こども未来課および各事業担当課が連携して毎年度点検・評価を実施し、必要に応じて加茂市こども未来会議において意見を聴取して、効果的な事業実施、基本目標の達成につなげます。

個別事業のうち、特に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、加茂市こども未来会議において、毎年度、実施状況等を確認し、点検・評価を実施します。

資料編

資 料 編

1 加茂市こども未来会議条例

令和4年3月22日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、加茂市こども未来会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 加茂市こども未来会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
会 長	櫻井 美奈子	櫻井コーチ&コンサルティング	
副会長	渡 邊 彩	新潟中央短期大学	
委 員	石 山 真 宗	加茂市私立保育園連盟代表	
//	松 下 恵 子	私立幼稚園教育研究会代表	
//	石 附 祐 佳	加茂市公立保育園代表	
//	関 川 隼 人	加茂市私立保育園連盟保護者代表	
//	藤 田 沙 織	私立幼稚園教育研究会保護者代表	
//	有 本 花 梨	加茂市公立保育園保護者代表	
//	小畑 一二美	加茂市小中学校 校長会長	
//	梅 田 雄 一	加茂市小中学校P T A連絡協議会	
//	目 黒 隆	加茂市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	
//	捧 泰 輔	特定非営利活動法人 わくわくクラブ	
//	多 田 眞 也	こども未来会議 公募委員	
//	清水 百合子	こども未来会議 公募委員	

(任期：令和6年4月～令和8年3月)

3 こども計画策定経過

こども計画の策定経過は、以下のとおりです。

日 付	会議・調査等
令和5年度	
3月	子育て世帯の生活に関する調査
令和6年度	
4月	
5月	
6月	第1回こども未来会議 ・会長、副会長の選出 ・第一期こども計画策定におけるニーズ調査結果報告 ・西加茂保育園の閉園について ・令和6年度子育て支援事業（新規事業）について
7月	
8月	
9月	こどもの生活状況調査
10月	
11月	
12月	第2回こども未来会議 ・第一期こども計画策定進捗状況 ・令和7年度の事業実施に向けた協議について （令和7年度予算要求に向けて）
令和7年 1月	
2月	パブリックコメント（2/25～3/11）
3月	第3回こども未来会議 ・第一期こども計画策定報告 ・令和7年度事業実施について

加茂市こども計画
(令和7年度～令和11年度)

発 行／加茂市
編 集／加茂市 こども未来課 こども未来係
〒959-1392
新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080 (代表)
